

平成24年11月

滋賀県議会定例会議案

目 次

議第160号	平成24年度滋賀県一般会計補正予算（第5号）	1
議第161号	平成24年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）	7
議第162号	平成24年度滋賀県病院事業会計補正予算（第2号）	9
議第163号	滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造なら びに運営に関する基準を定める条例案	11
議第164号	滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基 準を定める条例案	15
議第165号	滋賀県医療法施行条例案	43
議第166号	滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例案	50
議第167号	滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例案	56
議第168号	滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例案	59
議第169号	滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例案	79
議第170号	滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案	87
議第171号	滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案	92
議第172号	滋賀県立軽費老人ホームの設置および管理に関する条例を廃止する条 例案	93
議第173号	滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づ く移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例案	94
議第174号	滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	110
議第175号	滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案	113
議第176号	滋賀県暴力団排除条例の一部を改正する条例案	116
議第177号	滋賀県母子家庭等日常生活支援事業に係る負担金および延滞違約金の 請求訴訟の提起につき議決を求めることについて	117
議第178号	滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金に係る償還金および違約金の請 求訴訟の提起につき議決を求めることについて	118
議第179号	滋賀県立高等学校に係る授業料、督促手数料および延滞金の請求訴訟 の提起につき議決を求めることについて	120
議第180号	滋賀県奨学資金貸与金に係る返還金および延滞利息の請求訴訟の提起 につき議決を求めることについて	121
議第181号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立長寿社 会福祉センター（福祉用具に関する業務に限る。））	123
議第182号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県醒井養鱒 場）	124

議第183号	青蓮寺ダムに関する施設管理規程の変更について協議に応じることに つき議決を求めることについて.....	125
議第184号	比奈知ダムに関する施設管理規程の変更について協議に応じることに つき議決を求めることについて.....	126
議第185号	正蓮寺川利水施設に関する施設管理規程の変更について協議に応じる ことにつき議決を求めることについて.....	127
議第186号	淀川大堰施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を 求めることについて.....	128
議第187号	平成25年度において発売する当せん金付証票の発売総額につき議決を 求めることについて.....	129
議第188号	滋賀県住宅供給公社の解散につき議決を求めることについて.....	130
議第189号	専決処分につき承認を求めることについて（控訴の提起について）	131
議第190号	専決処分につき承認を求めることについて（平成24年度滋賀県一般会 計補正予算（第4号））	133

一般会計補正予算

議第160号

平成24年度滋賀県一般会計補正予算（第5号）

平成24年度滋賀県の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 240,676千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 495,490,679千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 1,572,202	千円 29,518	千円 1,601,720
	1 分担金	386,067	22,653	408,720
	2 負担金	1,186,135	6,865	1,193,000
9 国庫支出金		49,666,609	228,341	49,894,950
	1 国庫負担金	29,948,133	26,599	29,974,732
	2 国庫補助金	17,812,049	201,742	18,013,791
12 繰入金		30,503,401	△ 209,583	30,293,818
	2 基金繰入金	28,895,565	△ 209,583	28,685,982
15 県債		83,837,800	192,400	84,030,200
	1 県債	83,837,800	192,400	84,030,200
歳入合計		495,250,003	240,676	495,490,679
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総合政策費		千円 16,139,116	千円 12,653	千円 16,151,769
	1 秘書広報費	483,831	878	484,709
	2 防災費	956,509	11,775	968,284
3 総務費		21,319,707	△ 7,293	21,312,414
	1 総務管理費	13,142,295	△ 7,293	13,135,002

款	項	補正前の額	補正額	計
4 琵琶湖環境費		千円 17,861,074	千円 2,321	千円 17,863,395
	1 水 政 費	2,388,115	2,321	2,390,436
5 健康福祉費		83,793,174	△ 105,159	83,688,015
	1 社会福祉費	38,998,967	△ 287,766	38,711,201
	2 児童福祉費	13,501,470	273,378	13,774,848
	8 医 薬 費	5,666,361	△ 90,771	5,575,590
6 商工観光労働費		32,589,154	△ 42,993	32,546,161
	1 商 工 業 費	3,459,170	△ 655	3,458,515
	4 労 政 費	2,066,742	△ 42,338	2,024,404
7 農政水産業費		14,063,692	127,484	14,191,176
	1 農 業 費	4,494,328	△ 3,323	4,491,005
	2 畜 産 業 費	1,328,776	1,522	1,330,298
	3 農 地 費	7,138,256	129,285	7,267,541
8 土木交通費		42,930,807	248,416	43,179,223
	1 土木交通管理費	3,524,515	—	3,524,515
	3 河 川 費	8,058,611	207,856	8,266,467
	5 砂 防 費	2,897,980	40,560	2,938,540
10 教 育 費		129,240,854	5,247	129,246,101
	1 教育総務費	15,914,945	3,098	15,918,043
	4 高等学校費	27,772,341	826	27,773,167
	5 特別支援学校費	11,929,410	611	11,930,021
	7 社会教育費	1,541,820	712	1,542,532
歳 出 合 計		495,250,003	240,676	495,490,679

第2表 債務負担行為補正

追 加

番号	事 項	期 間	限 度 額
115	滋賀県立長寿社会福祉センター (福祉用具に関する業務に限 る。)管理運営委託	平成25年度から 平成29年度まで	271,719千円
116	滋賀県醒井養鱒場管理運営委託	平成25年度から 平成27年度まで	64,600千円
117	補助道路整備事業 (大津能登川長浜線)	平成25年度	60,000千円
118	補助道路整備事業 (小浜朽木高島線)	平成25年度	60,000千円
119	補助道路整備事業 (小室大路線)	平成25年度	60,000千円

第3表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
民間児童福祉施設等整備事業費	82,900 ^{千円}	96,700 ^{千円}
県営経営体育成基盤整備事業費	476,700	520,600
総合流域防災事業費	1,054,700	1,161,900
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業費	288,700	316,200
計	83,837,800	84,030,200

議第160号 平成24年度滋賀県一般会計補正予算(第5号)

特別会計補正予算

議第161号

平成24年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度滋賀県の流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 債務負担行為補正

追 加

番号	事 項	期 間	限 度 額
17	琵琶湖流域下水道浄化センター 電力受給	平成25年度	896,208千円
18	琵琶湖流域下水道浄化センター 都市ガス受給	平成25年度	369,268千円
19	琵琶湖流域下水道汚水污泥処理 維持管理業務	平成25年度	950,472千円
20	琵琶湖流域下水道浄化センター 清掃業務	平成25年度	5,183千円
21	琵琶湖流域下水道中継ポンプ場 および幹線管渠維持管理業務	平成25年度	86,407千円
22	琵琶湖流域下水道污泥焼却溶融 設備および污泥炭化設備維持管 理業務	平成25年度	1,025,000千円
23	琵琶湖流域下水道ばいじん収集 運搬業務および処分業務 (湖南中部浄化センター)	平成25年度	51,000千円
24	琵琶湖流域下水道污泥収集運搬 業務およびリサイクル処分業務 (湖南中部浄化センター)	平成25年度	62,000千円
25	琵琶湖流域下水道炭化污泥収集 運搬業務およびリサイクル処分 業務	平成25年度	9,000千円
26	琵琶湖流域下水道污泥焼却溶融 設備維持管理業務	平成25年度	326,000千円

企業会計補正予算

議第162号

平成24年度滋賀県病院事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成24年度滋賀県の病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 病院事業収益		千円 19,202,000	△ 千円 37,562	千円 19,164,438
	2 医業外収益	2,650,674	△ 37,562	2,613,112

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 病院事業費用		千円 19,113,000	△ 千円 37,562	千円 19,075,438
	1 医業費用	18,285,596	△ 37,562	18,248,034

(他会計からの補助金)

第3条 院内保育所の運営、がん診療連携拠点病院機能強化、医師派遣機能整備、地域看護職等の確保、新人看護師研修および地域医療福祉体制整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
補 助 金	千円 146,165	△ 千円 37,562	千円 108,603

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

条 例 案

議第163号

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準（次条および第3条において「基準」という。）について定めるものとする。

(設備および運営の向上)

第2条 婦人保護施設の設置者（以下「設置者」という。）は、基準が最低のものであることを踏まえ、基準を超えて、常に、当該婦人保護施設の設備および運営を向上させるよう努めなければならない。

2 設置者は、基準を超えて、設備を有し、または運営をしている婦人保護施設において、基準を理由として、その設備または運営を低下させないように努めなければならない。

(設備の規模および構造ならびに運営に関する基準)

第3条 社会福祉法第65条第1項の条例で定める基準は、別表のとおりとする。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 設置者は、健全な環境の下で、社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に関する熱意および能力を有する職員の指導により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、入所者の処遇を適切に行うよう努めること。

2 構造および設備

(1) 婦人保護施設の配置、構造および設備は、採光、換気等の入所者の保健衛生および入所者に対する危害の防止について十分考慮されたものとする。

(2) 設置者は、居室、静養室、作業室、浴室、洗面所、便所、医務室、食堂、集会室兼談話室、

相談室、洗濯室、調理室、宿直室および事務室を設けること。

(3) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 居室

(ア) 定員は、原則として4人以下とすること。

(イ) 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね4.95平方メートル以上とすること。

(ウ) 1以上の出入口は、避難上有効な廊下、広間の類または屋外に直接面して設けること。

(エ) 入所者の寝具および所持品を各人別に収納することができる設備を設けること。ただし、寝台を設ける場合にあつては、寝具を収納することができる設備を設けないことができる。

イ 医務室には、入所者の診療に必要な医薬品、衛生材料および医療機器を備えること。

ウ 相談室は、相談の内容の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

エ 調理室の火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

オ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(4) 建物（入所者が日常生活を営むために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）または準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）とすること。ただし、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、当該建物が次のアからウまでに掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建ての建物であつて、火災に対する入所者の安全が確保されているものと認めたときは、この限りでない。

ア 初期消火および延焼の抑制に資する構造または設備を有すること。

イ 火災の早期発見および通報の体制が整備され、円滑な消火活動が可能であること。

ウ 火災の際の円滑な避難が可能な構造および体制を有すること。

3 職員

(1) 設置者は、婦人保護施設の長（以下「施設長」という。）、入所者を指導する職員、調理員およびその他の職員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する婦人保護施設にあつては、調理員を置かないことができる。

(2) 職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者とする。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(3) 施設長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であつて、婦人保護施設を運営する能力および熱意を有するものとする。

ア 30歳以上の者であつて、社会福祉主事の資格を有するものまたは社会福祉事業もしくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する更生保護事業に従事した期間が3年以上であるものであること。

イ 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

ウ 心身ともに健全な者であること。

4 設置者は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第14条の2に規定する給付金として支払を受けた金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「金銭」という。）を次に掲げるところにより管理すること。

- (1) 入所者に係る金銭を当該入所者のその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

5 自立の支援等

- (1) 就労および生活に関する指導および援助は、入所者の私生活を尊重するとともに、将来、自立した生活を営むことができるよう行うこと。
- (2) 施設長は、入所者の自立を促進するため、入所者ごとに自立の促進に関する計画を作成すること。

6 給食

- (1) 給食は、栄養ならびに入所者の身体的状況および嗜好を考慮したものとする。
- (2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。
- (3) 栄養士を置かない婦人保護施設にあつては、献立の内容、栄養価の算定方法および調理の方法について保健所等の指導を受けること。

7 設置者は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項について規程を定めること。

8 設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保すること。

9 衛生管理等

- (1) 設置者は、入所者の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずること。
- (2) 設置者は、当該婦人保護施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。
- (3) 設置者は、当該婦人保護施設に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行うこと。
- (4) 施設長は、入所者に対し、1年に2回以上、定期に健康診断を行うこと。

10 非常災害対策

- (1) 設置者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成し、これに対して不断の注意および訓練をするよう努めること。

- (2) 前号の訓練のうち、避難および消火に関する訓練は、定期的に行うこと。
 - (3) 設置者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。
- 11 設置者は、職員、設備、会計および入所者の処遇の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 12 秘密保持
- (1) 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさないこと。
 - (2) 設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。
- 13 苦情への対応
- (1) 設置者は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずること。
 - (2) 設置者は、その行った処遇に関し、婦人相談所から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。
 - (3) 設置者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条第1項の規定により行う調査にできる限り協力すること。
- 14 施設長は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子福祉団体、公共職業安定所等と連携すること。

議第164号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備および運営に関する基準（第3条から第6条までにおいて「基準」という。）について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基準の目的)

第3条 基準は、児童福祉施設に入所している者（以下「入所者」という。）が、明るく衛生的な環境の下で、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するよう育成されることを保障することを目的とする。

(設備および運営の向上)

第4条 知事は、滋賀県社会福祉審議会の意見を聴いて、児童福祉施設の設置者（次条および別表第1において「設置者」という。）に対し、基準を超えてその設備および運営を向上させるよう勧告することができる。

第5条 設置者は、基準が最低のものであることを踏まえ、基準を超えて、常に、当該児童福祉施設の設備および運営を向上させるよう努めなければならない。

2 設置者は、基準を超えて、設備を有し、または運営をしている児童福祉施設において、基準を理由として、その設備または運営を低下させないように努めなければならない。

(設備および運営に関する基準)

第6条 法第45条第1項の条例で定める基準は、別表第1に定めるもののほか、次の各号に掲げる児童福祉施設の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 助産施設 別表第2
- (2) 乳児院 別表第3
- (3) 母子生活支援施設 別表第4
- (4) 保育所 別表第5

- (5) 児童厚生施設 別表第6
- (6) 児童養護施設 別表第7
- (7) 福祉型障害児入所施設 別表第8
- (8) 医療型障害児入所施設 別表第9
- (9) 福祉型児童発達支援センター 別表第10
- (10) 医療型児童発達支援センター 別表第11
- (11) 情緒障害児短期治療施設 別表第12
- (12) 児童自立支援施設 別表第13
- (13) 児童家庭支援センター 別表第14

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(保育所の職員の特例)

- 2 入所させる乳児の数が6人以上である保育所における別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師または看護師を、1人に限り、保育士とみなす。

(特例幼保連携保育所の特例)

- 3 滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成18年滋賀県条例第70号）別表第2に定める要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第3条第3項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）を構成するよう保育所を新たに設置し、または移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室または遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児または満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設および設備の面積ならびに満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設および設備の面積を除く。）が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であるときは、当分の間、別表第5第1項第3号イ（ア）の規定は、適用しない。

学級数	面 積
1 学 級	180 平方メートル
2 学 級 以 上	320 平方メートルに、100 平方メートルに学級数から2を減じた数を乗じて得た面積を加えた面積

- 4 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場（当該特例幼保連携保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場および運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児について別表第5第1項第3号ウの規定により算定した面積とを合計した面積以上であるときは、当分の間、同号ウの規定は、適用しない。

学級数	面 積
2 学 級 以 下	330 平方メートルに、30平方メートルに学級数から1を減じた数を乗じて得た面積を加えた面積
3 学 級 以 上	400 平方メートルに、80平方メートルに学級数から3を減じた数を乗じて得た面積を加えた面積

- 5 特例幼保連携保育所であって、満3歳以上の幼児につき別表第5第2項第2号に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同号の規定（満3歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置または移転の後に新たに採用された者を除く。）であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性、能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。
- 6 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。ただし、当分の間、相当な期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。
- 7 第2項から前項までの規定は、滋賀県認定こども園の認定に関する条例別表第2に定める要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、または移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第5項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

（児童養護施設の職員の特例）

- 8 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の法第43条の2に規定する虚弱児施設であって、改正法附則第5条第2項の規定により児童養護施設とみなされるものについては、当分の間、別表第7第2項第5号中「児童指導員および保育士」とあるのは、「児童指導員、保育士および看護師」とする。

（福祉型障害児入所施設の設備の特例）

- 9 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間に

において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条の規定による改正前の法第42条に規定する知的障害児施設であつて、整備法附則第34条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（平成23年6月17日以後に増築され、または改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、別表第8第1項第7号において準用する別表第7第1項第4号ア（イ）の規定の適用については、同号ア（イ）中「4.95平方メートル（乳幼児1人当たりの乳幼児のみの居室の床面積にあつては、3.3平方メートル）」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

（児童自立支援施設の職員の資格の特例）

- 10 平成10年4月1日前において、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）第1条の規定による改正前の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第81条から第83条までに規定する児童の教護事業に従事した期間は、別表第13第1項第5号から第7号までに規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。

別表第1（第6条関係）

- 1 児童福祉施設の構造および設備は、採光、換気等の入所者の保健衛生および入所者に対する危害の防止について十分考慮されたものとする。
- 2 職員の資質の確保等
 - (1) 入所者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性および倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けたものであること。
 - (2) 職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めること。
 - (3) 設置者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。
- 3 設置者は、当該児童福祉施設に他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備および職員の一部を併設する他の社会福祉施設の設備および職員に兼ねさせることができる。ただし、入所者の居室および当該児童福祉施設に特有の設備ならびに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。
- 4 人権への配慮等
 - (1) 設置者は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行うこと。
 - (2) 職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。
 - (3) 設置者は、入所者の国籍、信条、社会的身分または入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないこと。
 - (4) 児童福祉施設の長（以下この表において「施設長」という。）は、入所中の児童等に対し

法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき、または同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。

- (5) 設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保すること。

5 衛生管理等

- (1) 設置者は、入所者の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずること。
- (2) 設置者は、当該児童福祉施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。
- (3) 施設長（助産施設、保育所および児童厚生施設の施設長を除く。）は、入所者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切な方法により、入所者を入浴させ、または清しきをすること。
- (4) 設置者は、当該児童福祉施設に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行うこと。

6 非常災害対策

- (1) 設置者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成し、これに対して不断の注意および訓練をするよう努めること。
- (2) 前号の訓練のうち、避難および消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回行うこと。
- (3) 設置者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

7 食事

- (1) 設置者（助産施設の設置者を除く。）は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第3項の規定により当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行うこと。
- (2) 食事は、栄養ならびに入所者の身体的状況および嗜好を考慮したものとする。
- (3) 食事の献立は、できる限り、変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。
- (4) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。ただし、少数の児童等を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- (5) 施設長は、児童等の健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めること。

8 健康診断

- (1) 施設長（児童厚生施設および児童家庭支援センターの施設長を除く。以下この項において同じ。）は、入所者に対し、入所時の健康診断、定期の健康診断および臨時の健康診断を、

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行うこと。

(2) 前号の定期の健康診断は、少なくとも1年に2回行うこと。

(3) 施設長は、第1号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、施設長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断または臨時の健康診断

(4) 施設長は、第1号の健康診断をした医師に、その結果必要な事項を母子健康手帳または入所者の健康を記録する表に記入させるとともに、必要に応じ、入所の措置または助産の実施、母子保護の実施もしくは保育の実施を解除し、または停止する等必要な手続を執ること。

(5) 設置者は、職員の健康診断に当たっては、入所者の食事を調理する者に対して特に注意を払うこと。

9 設置者（乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設および児童自立支援施設の設置者に限る。）は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2に規定する給付金（以下この項において「給付金」という。）として支払を受けた金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。第1号において「金銭」という。）を次に掲げるところにより管理すること。

(1) 入所中の児童等に係る金銭（以下この項において「児童等に係る金銭」という。）を当該児童等のその他の財産と区分すること。

(2) 児童等に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 児童等に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

(4) 当該児童等が児童福祉施設を退所した場合には、速やかに、児童等に係る金銭を当該児童等に取得させること。

10 設置者は、次に掲げる事項について必要な規程を定めること。

(1) 入所者の援助に関する事項

(2) 施設の管理に関する事項

11 設置者は、職員、財産、収支および入所者の処遇の状況を明らかにする記録を整備すること。

12 運営内容の公表等

(1) 施設長は、地域社会との交流および連携を図り、児童等の保護者および地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めること。

(2) 施設長は、児童福祉施設の運営について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努め

ること。

13 秘密保持

- (1) 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさないこと。
- (2) 設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。

14 苦情への対応

- (1) 設置者は、その行った援助に関する入所者またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずること。
- (2) 設置者（乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設および児童自立支援施設の設置者に限る。）は、前号の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させること。
- (3) 設置者は、その行った援助に関し、都道府県または市町村（特別区を含む。以下同じ。）から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。
- (4) 設置者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条第1項の規定により行う調査にできる限り協力すること。

別表第2（第6条関係）

助産施設の設置および運営に関する基準

1 職員

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第2条第1項に規定する助産所である助産施設（以下この表において「助産所である助産施設」という。）の設置者は、同項に規定する助産所として必要な職員のほか、1人以上の専任または嘱託の助産師を置くこと。
- (2) 助産所である助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者とする。

- 2 助産所である助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、当該助産所である助産施設の長は、速やかに、当該妊婦を助産所である助産施設以外の助産施設その他適当な病院（医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）または診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）に入所させる手続を執ること。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

- 3 助産施設の設置者は、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のある場合には、同項に規定する妊産婦以外の妊産婦を入所させることができる。

別表第3（第6条関係）

乳児院の設備および運営に関する基準

1 設備

- (1) 入所させる乳幼児（乳児または幼児をいう。以下同じ。）の数が10人以上である乳児院
ア 乳児院の設置者は、寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室お

よび便所を設けること。

イ 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 寝室の乳幼児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(イ) 観察室の乳児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

(2) 入所させる乳幼児の数が10人未満である乳児院

ア 乳児院の設置者は、乳幼児の養育のための専用の室および相談室を設けること。

イ 乳幼児の養育のための専用の室の床面積は、1室につき9.91平方メートル以上とし、かつ、乳幼児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

2 職員

(1) 前項第1号の乳児院

ア 乳児院の設置者は、医師または嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士および調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する乳児院にあっては、調理員を置かないことができる。

イ 乳児院の設置者は、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児またはその保護者の数が10人以上である場合には、心理療法担当職員を置くこと。

ウ 看護師の数は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる乳幼児の区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める数を合計した数（その数が7人未満であるときは、7人）以上とすること。

(ア) 乳児および満2歳に満たない幼児 おおむね当該乳幼児の数を1.6で除して得た数

(イ) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を2で除して得た数

(ウ) 満3歳以上の幼児 おおむね当該幼児の数を4で除して得た数

エ 看護師は、保育士または別表第7第2項第8号アからコまでのいずれかに該当する児童指導員をもってこれに代えることができる。この場合においても、乳児院の設置者は、入所させる乳幼児の数が10人である乳児院にあっては2人以上、入所させる乳幼児の数が10人を超える乳児院にあっては2人に当該超える数がおおむね10人増すごとに1人を加えた数以上の看護師を置かなければならない。

オ 入所させる乳幼児の数が20人以下である乳児院の設置者は、エの規定により看護師に代えて置く保育士のほか、1人以上の保育士を置くこと。

カ 医師または嘱託医は、小児科の診療に相当の経験を有する者とすること。

キ 家庭支援専門相談員は、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に従事した期間が5年以上である者または法第13条第2項各号のいずれかに該当する者とすること。

ク 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）の規定による大学を含む。別表第6第2項第2号カ(ア)、別表第7第2項第8号エ、別表第12第2項第5号および別表第13第1項第6号エにおいて同じ。）の学部において、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および

集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とすること。

(2) 前項第2号の乳児院

ア 乳児院の設置者は、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員および調理員またはこれに代わるべき者を置くこと。

イ 看護師の数は、7人以上とすること。

ウ 前号エ前段の規定は、イの規定による看護師の配置について準用する。この場合においても、乳児院の設置者は、1人以上の看護師を置かなければならない。

(3) 乳児院の設置者は、乳幼児の心身の健全な発達のため、前2号に定める基準を超えて、乳幼児の養育に直接従事する職員を配置するよう努めること。

(4) 乳児院の長は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものとする。

ア 医師であって、小児保健に関して学識経験を有するもの

イ 社会福祉士の資格を有する者

ウ 乳児院の職員として勤務した期間が3年以上である者

エ 知事がアからウまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間を合計した期間が3年以上であるものまたは厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

(ア) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県または市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

(イ) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

(ウ) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア）または（イ）に掲げる期間に該当する期間を除く。）

(5) 乳児院の長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行うその資質の向上のための研修を受けること。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 第1項第1号の乳児院の長は、乳児が入所したときは、その入所の日から、医師または嘱託医が適当と認めた期間、当該乳児を観察室に入室させ、その心身の状況を観察すること。

4 乳児院の長は、次項第1号の養育の目的を達成するため、入所中の乳幼児について、乳幼児およびその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。

5 養育等

(1) 養育は、乳幼児の心身および社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものとする。

(2) 養育の内容は、乳幼児の年齢および発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊びおよび運動のほか、健康状態の把握、別表第1第8項第1号

に規定する健康診断および必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

(3) 家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行うこと。

6 乳児院の長は、乳児院の運営について、1年に1回以上自ら評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、これらの結果を公表し、常にその改善を図ること。

7 乳児院の長は、乳幼児の養育および家庭環境の調整に当たっては、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等と連携すること。

別表第4（第6条関係）

母子生活支援施設の設備および運営に関する基準

1 設備

(1) 母子生活支援施設の設置者（以下この表において「設置者」という。）は、母子室、集会、学習等を行う室および相談室を設けること。

(2) 設置者は、乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、必要に応じ、保育所に準ずる設備を設けること。この場合においては、別表第5（第2項第2号を除く。）の規定を準用する。

(3) 設置者は、入所させる乳幼児の数が30人未満である母子生活支援施設にあっては静養室を、入所させる乳幼児の数が30人以上である母子生活支援施設にあっては医務室および静養室を設けること。

(4) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 母子室には、調理設備、浴室および便所を設けること。

イ 母子室は、1世帯につき1室以上とし、その床面積は、30平方メートル以上とすること。

2 職員

(1) 設置者は、母子支援員、嘱託医、少年を指導する職員および調理員またはこれに代わるべき者を置くこと。

(2) 設置者は、心理療法を行う必要があると認められる母子の数が10人以上である場合には、心理療法担当職員を置くこと。

(3) 設置者は、配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置くこと。

(4) 母子支援員の数は、入所させる母子の世帯の数が10世帯以上20世帯未満である母子生活支援施設にあっては2人以上、入所させる母子の世帯の数が20世帯以上である母子生活支援施設にあっては3人以上とすること。

(5) 少年を指導する職員の数は、入所させる母子の世帯の数が20世帯以上である母子生活支援施設にあっては、2人以上とすること。

(6) 前項第2号の規定により保育所に準ずる設備を設ける場合に置く保育士の数は、おおむね乳幼児の数を30で除して得た数（その数が1人未満であるときは、1人）以上とすること。

(7) 母子支援員は、次のいずれかに該当する者とすること。

ア 法第13条第2項第1号に規定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設（以下「養成学校等」という。）を卒業した者

イ 保育士の資格を有する者

ウ 社会福祉士の資格を有する者

エ 精神保健福祉士の資格を有する者

オ 学校教育法の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）の規定による中等学校を含む。別表第13第1項第6号キにおいて同じ。）もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、児童福祉事業に従事した期間が2年以上であるもの

(8) 前各号に定めるもののほか、母子生活支援施設の職員については、別表第3第2項第1号ク、第4号および第5号の規定を準用する。この場合において、同項第4号中「行う乳児院」とあるのは「行う母子生活支援施設」と、「乳児院を」とあるのは「母子生活支援施設を」と、同号ア中「小児保健」とあるのは「精神保健または小児保健」と、同号ウ中「乳児院」とあるのは「母子生活支援施設」と読み替えるものとする。

3 生活支援

(1) 生活支援は、親子関係の再構築等および母子が母子生活支援施設を退所した後の生活の安定が図られ、母子の自立の促進に資することとなるものとする。

(2) 生活支援の内容は、母子の家庭生活および稼働の状況に応じ、家庭生活、児童等の養育および就労に関する相談、助言および指導ならびに関係機関との連絡調整その他の支援とすること。

4 母子生活支援施設の長は、母子の保護および生活支援に当たっては、福祉事務所、児童等の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体、公共職業安定所等と連携すること。

5 別表第3第4項および第6項の規定は、母子生活支援施設について準用する。この場合において、同表第4項中「次項第1号の養育」とあるのは「別表第4第3項第1号の生活支援」と、「乳幼児」とあるのは「母子」と読み替えるものとする。

別表第5（第6条関係）

保育所の設備および運営に関する基準

1 設備

(1) 保育所の設置者（以下この表において「設置者」という。）は、乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室またはほふく室、医務室、調理室および便所を設けること。

(2) 設置者は、満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（当該保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号ウにおいて同じ。）、

調理室および便所を設けること。

(3) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 乳児室またはほふく室

(ア) ほふくをしない乳児または第1号の幼児1人当たりの床面積は1.65平方メートル以上、ほふくをする乳児または同号の幼児1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。

(イ) 保育に必要な用具を備えること。

イ 保育室または遊戯室

(ア) 前号の幼児1人当たりの床面積は、1.98平方メートル以上とすること。

(イ) 保育に必要な用具を備えること。

ウ 屋外遊技場の前号の幼児1人当たりの面積は、3.3平方メートル以上とすること。

(4) 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室（以下「乳児室等」という。）を2階に設ける建築物にあっては次のア、イおよびカに掲げる要件に、乳児室等を3階以上に設ける建築物にあっては次のイからクまでに掲げる要件に、それぞれ該当するものとする。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 次の表の左欄に掲げる乳児室等が設けられている階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備のいずれかが1以上設けられていること。

階	区分	施設または設備
2階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段（建築物の1階から2階までの部分に限る。） (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (3) 待避上有効なバルコニー (4) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 (5) 屋外階段
3階	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令第123条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段（建築物の1階から3階までの部分に限る。） (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋

		内階段 (3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 (4) 屋外階段
4階以上	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段

ウ イの表の右欄に掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等の各室からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床もしくは壁または建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房または冷房の設備の風道が当該床もしくは壁を貫通する部分またはこれに近接する部分には、防火上有効なダンパーを設けなければならない。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁および天井の室内に面する部分は、不燃材料で覆われていること。

カ 乳幼児が出入りし、または通行する場所には、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具または非常警報設備および消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものは、防火処理が施されていること。

(5) 次に掲げる要件を満たす保育所の設置者は、別表第1第7項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所の設置者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

ア 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、当該保育所の長が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たすことができる体制を確保するとともに、調理業務の受託者との契約に記載された事項を確保する措置が講じられていること。

イ 当該保育所または他の施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。

ウ 調理業務の受託者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

(ア) 当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において、調理業務を適切に遂行できること。

(イ) 幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー性皮膚炎等への配慮、必要な栄養素量の給与その他幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。

エ 食を通じた乳幼児の健全な育成を図るため、乳幼児の発育および発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。

(6) 市町が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における保育所（市町が設置するものに限る。以下この号において同じ。）について、特区法第4条第9項の内閣総理大臣の認定（特区法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、別表第1第7項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の乳児または満3歳に満たない幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においては、前号後段の規定を準用する。

2 職員

(1) 設置者は、保育士、嘱託医および調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する保育所にあつては、調理員を置かないことができる。

(2) 保育士の数は、次のアからエまでに掲げる乳児または幼児の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数以上とすること。ただし、保育士の数は、開所時間を通じて常時2人を下ることはできない。

ア 乳児 おおむね乳児の数を3で除して得た数

イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を6で除して得た数

ウ 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を20で除して得た数（認定こども園（就学前保育等推進法第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、おおむね短時間利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する幼児をいう。以下同じ。）の数を35で除して得た数と長時間利用児（1日に8時間程度利用する幼児をいう。以下同じ。）の数を20で除して得た数とを合計した数）

エ 満4歳以上の幼児 おおむね当該幼児の数を30で除して得た数（認定保育所にあつては、おおむね短時間利用児の数を35で除して得た数と長時間利用児の数を30で除して得た数とを合計した数）

(3) 市町が、その設定する特区法第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における保育所

であって、入所させる乳児の数が4人以上6人未満であるものについて、特区法第4条第9項の内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所における前号に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する保健師または看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

(4) 設置者は、乳幼児の心身の健全な発達のため、前3号に定める基準を超えて、乳幼児の保育に直接従事する職員を配置するよう努めること。

3 保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長が定めること。

4 法第56条第3項の規定による徴収金および就学前保育等推進法第13条第4項後段の保育料（以下この項において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る乳幼児について提供する役務（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から料金の支払を受ける場合にあっては、当該料金の額は、当該役務の提供に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めること。

5 保育は、養護および教育を一体的に行い、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うこと。

6 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と連絡を取り、保育の内容について、その保護者の理解および協力を得るよう努めること。

別表第6（第6条関係）

児童厚生施設の設備および運営に関する基準

1 設備

(1) 屋外の児童厚生施設の設置者は、広場、遊具および便所を設けること。

(2) 屋内の児童厚生施設の設置者は、集会室、遊戯室、図書室および便所を設けること。

2 職員

(1) 児童厚生施設の設置者は、児童に遊びを指導する者を置くこと。

(2) 児童に遊びを指導する者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 養成学校等を卒業した者

イ 保育士の資格を有する者

ウ 社会福祉士の資格を有する者

エ 別表第4第2項第7号オに掲げる者

オ 学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者

カ 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者（設置者が地方公共団体以外の者である場合にあっては、知事）が適当と認めたもの

(イ) 学校教育法の規定による大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(イ) 学校教育法の規定による大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(ウ) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専攻する研究科またはこれらに相当する課程を修了した者

(エ) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者

3 遊びの指導は、児童の自主性、社会性および創造性を高め、地域における児童の健全な育成に資することとなるものとする。

4 児童厚生施設の長は、必要に応じ、児童の健康および行動について、その保護者に連絡すること。

別表第7（第6条関係）

児童養護施設の設備および運営に関する基準

1 設備

(1) 児童養護施設の設置者（以下この表において「設置者」という。）は、居室、相談室、調理室、浴室および便所を設けること。

(2) 設置者は、入所させる児童等の数が30人以上である児童養護施設には、医務室および静養室を設けること。

(3) 設置者は、児童等の年齢、適性等に応じ、職業指導に必要な設備を設けること。

(4) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 居室

(ア) 定員は、4人（乳幼児のみの居室の定員にあつては、6人）以下とすること。

(イ) 児童等1人当たりの床面積は、4.95平方メートル（乳幼児1人当たりの乳幼児のみの居室の床面積にあつては、3.3平方メートル）以上とすること。

(ウ) 児童等の年齢等に応じ、男女別とすること。

イ 便所は、男女別とすること。ただし、少数の児童等を対象とするときは、この限りでない。

2 職員

(1) 設置者は、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士および調理員を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である児童養護施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する児童養護施設にあつては調理員を、それぞれ置かないことができる。

(2) 設置者は、乳児が入所している児童養護施設には、看護師を置くこと。

(3) 設置者は、心理療法を行う必要があると認められる児童等の数が10人以上である場合には、

心理療法担当職員を置くこと。

- (4) 設置者は、実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置くこと。
- (5) 児童指導員および保育士の総数は、次のアからエまでに掲げる幼児または児童等の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数（入所させる児童等の数が45人以下である児童養護施設にあつては、当該合計した数に1人を加えた数）以上とすること。
- ア 満2歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を1.6で除して得た数
 - イ 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を2で除して得た数
 - ウ 満3歳以上の幼児 おおむね当該幼児の数を4で除して得た数
 - エ 乳幼児を除く児童等 おおむね当該児童等の数を5.5で除して得た数
- (6) 看護師の数は、おおむね乳児の数を1.6で除して得た数（その数が1人未満であるときは、1人）以上とすること。
- (7) 設置者は、乳幼児の心身の健全な発達のため、前各号に定める基準を超えて、乳幼児の養護に直接従事する職員を配置するよう努めること。
- (8) 児童指導員は、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 養成学校等を卒業した者
 - イ 社会福祉士の資格を有する者
 - ウ 精神保健福祉士の資格を有する者
 - エ 学校教育法の規定による大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - オ 学校教育法の規定による大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学または社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
 - カ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専攻する研究科またはこれらに相当する課程を修了した者
 - キ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ク 別表第4第2項第7号オに掲げる者
 - ケ 学校教育法の規定による小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が適当と認めたもの
 - コ 児童福祉事業に従事した期間が3年以上である者であつて、知事が適当と認めたもの
- (9) 前各号に定めるもののほか、児童養護施設の職員については、別表第3第2項第1号キおよびク、第4号ならびに第5号の規定を準用する。この場合において、同項第1号キ中「乳児院において乳幼児の養育」とあるのは「児童養護施設において児童等の指導」と、同項第4号中「行う乳児院」とあるのは「行う児童養護施設」と、「乳児院を」とあるのは「児童養護施設を」と、同号ア中「小児保健」とあるのは「精神保健または小児保健」と、同号ウ

中「乳児院」とあるのは「児童養護施設」と読み替えるものとする。

3 養護

- (1) 養護は、児童等の心身の健やかな成長およびその自立を支援することとなるものとする。
- (2) 養護の内容は、児童等に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導および家庭環境の調整を行いつつ、児童等を養育することとなるものとする。

4 生活指導、学習指導、職業指導および家庭環境の調整

- (1) 生活指導は、児童等の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性および社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むことができるよう行うこと。
- (2) 学習指導は、児童等がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等により行うこと。
- (3) 職業指導は、勤労の基礎的な能力および態度を養うとともに、児童等がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習等により行うこと。
- (4) 家庭環境の調整は、児童等の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行うこと。

5 児童養護施設の長は、児童指導員および保育士のうち少なくとも1人を児童等と起居を共にさせること。

6 児童養護施設の長は、児童の養護に当たっては、児童等の通学する学校、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等と連携すること。

7 別表第3第4項および第6項の規定は、児童養護施設について準用する。この場合において、同表第4項中「次項第1号の養育」とあるのは「別表第7第3項第1号の養護」と、「乳幼児」とあるのは「児童等」と読み替えるものとする。

別表第8（第6条関係）

福祉型障害児入所施設の設備および運営に関する基準

1 設備

- (1) 福祉型障害児入所施設の設置者は、居室、調理室、浴室、便所、医務室および静養室を設けること。ただし、入所させる児童等の数が30人未満である福祉型障害児入所施設であって、主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、主として盲ろうあ児（盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）またはろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を入所させるものにあつては医務室および静養室を、それぞれ設けないことができる。
- (2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、職業指導に必要な設備を設けること。
- (3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、次に掲げる設備を設けるこ

と。

ア 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備および音楽に関する設備

イ 浴室および便所の手すりその他身体機能の不自由を補う設備

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備および映像に関する設備を設けること。

(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、次に掲げる設備を設けること。

ア 訓練室および屋外訓練場

イ 浴室および便所の手すりその他身体機能の不自由を補う設備

(6) 主として盲児または主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、階段の傾斜を緩やかにすること。

(7) 前各号に定めるもののほか、福祉型障害児入所施設の設備については、別表第7第1項第4号アおよびイ本文の規定を準用する。

2 職員

(1) 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。以下この号において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者（障害児通所支援または障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である福祉型障害児入所施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ 児童指導員および保育士の総数は、おおむね児童等の数を4.3で除して得た数（入所させる児童等の数が30人以下である福祉型障害児入所施設にあっては、当該除して得た数に1人を加えた数）以上とすること。

ウ 嘱託医は、精神科または小児科の診療に相当の経験を有する者とする。

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、前号アに規定する職員ならびに医師および看護師を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である福祉型障害児入所施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ 看護師の数は、おおむね児童等の数を20で除して得た数以上とすること。

ウ 医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者とする。

エ アからウまでに定めるもののほか、主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の職員については、前号イおよびウの規定を準用する。

(3) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 児童指導員および保育士の総数は、次の(ア)または(イ)に掲げる児童の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める数を合計した数（入所させる児童等の数が35人以下である福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計した数に1人を加えた数）以上とすること。

(ア) 乳幼児 おおむね乳幼児の数を4で除して得た数

(イ) 少年 おおむね少年の数を5で除して得た数

イ 嘱託医は、眼科または耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者とする。

ウ アおよびイに定めるもののほか、主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の職員については、第1号アの規定を準用する。

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、第1号アに規定する職員および看護師を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である福祉型障害児入所施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあつては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ 児童指導員および保育士の総数は、おおむね児童等の数を3.5で除して得た数以上とすること。

(5) 福祉型障害児入所施設の設置者は、心理指導を行う必要があると認められる児童等の数が5人以上である場合にあつては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあつては職業指導員を、それぞれ置くこと。

(6) 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。

3 障害児入所支援の提供

(1) 福祉型障害児入所施設の長（以下この表において「施設長」という。）は、児童等およびその保護者の意向、児童等の適性、障害の特性その他の事情を勘案した障害児入所支援に関する計画を策定し、これに基づき障害児入所支援を提供すること。

(2) 施設長は、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより適切かつ効果的に障害児入所支援を提供すること。

4 生活指導、職業指導および学習指導

(1) 生活指導および職業指導は、児童等が当該福祉型障害児入所施設を退所した後、その適性に応じ、社会生活を営むことができるよう行うこと。

(2) 前号に定めるもののほか、福祉型障害児入所施設の職業指導および学習指導については、別表第7第4項第2号および第3号の規定を準用する。

5 施設長は、児童等の保護者に当該児童等の状態および能力を説明するとともに、児童等の生活指導、職業指導および学習指導に当たっては、当該児童等の通学する学校、児童福祉司、児

童委員等と連携すること。

- 6 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、児童等について、必要に応じ、心理学的および精神医学的診査を行うこと。ただし、当該診査が児童等の福祉に有害な実験となつてはならない。

7 健康診断

- (1) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、別表第1第8項第1号の入所時の健康診断に当たり、障害の原因および機能障害の状況を診断すること。
- (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、別表第1第8項第1号の入所時の健康診断に当たり、肢体の機能障害の原因およびその状況を診断すること。
- 8 別表第7第5項の規定は、福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）について準用する。

別表第9（第6条関係）

医療型障害児入所施設の設備および運営に関する基準

1 設備

- (1) 医療型障害児入所施設の設置者は、病院として必要な設備のほか、訓練室および浴室を設けること。
- (2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、静養室を設けること。
- (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、屋外訓練場、ギブス室、手工芸等の作業を指導するために必要な設備および義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備にあつては、他に適当な設備がある場合は、これを設けないことができる。
- (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室および便所の手すりその他身体の機能の不自由を補う設備を設けること。

2 職員

- (1) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設
- ア 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士および児童発達支援管理責任者を置くこと。
- イ 児童指導員および保育士の総数は、おおむね児童等の数を6.7で除して得た数以上とすること。
- (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設
- ア 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、前号アに規定する職員および理学療法士または作業療法士を置くこと。
- イ 医療型障害児入所施設の長および医師は、肢体不自由のある者の療育に関して相当の経

験を有する医師とすること。

ウ 児童指導員および保育士の総数は、次の(ア)または(イ)に掲げる児童の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める数を合計した数以上とすること。

(ア) 乳幼児 おおむね乳幼児の数を10で除して得た数

(イ) 少年 おおむね少年の数を20で除して得た数

(3) 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設

ア 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、前号アに規定する職員および心理指導担当職員を置くこと。

イ 医療型障害児入所施設の長および医師は、内科、精神科、神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科またはリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師とすること。

3 別表第8第3項の規定は医療型障害児入所施設について、別表第7第5項ならびに別表第8第4項および第5項の規定は医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設を除く。）について、同表第6項の規定は主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設について、同表第7項第2号の規定は主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設について、それぞれ準用する。

別表第10（第6条関係）

福祉型児童発達支援センターの設備および運営に関する基準

1 設備

(1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）の設置者は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（当該福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所ならびに児童発達支援の提供に必要な設備および備品を設けること。

(2) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、静養室を設けること。

(3) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、聴力検査室を設けること。

(4) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、指導訓練室、調理室、便所ならびに児童発達支援の提供に必要な設備および備品を設けること。

(5) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターおよび主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）の設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 指導訓練室

(ア) 定員は、おおむね10人とすること。

(イ) 児童1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

イ 遊戯室の児童1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

2 職員

(1) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターおよび主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）

ア 福祉型児童発達支援センターの設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者を置くこと。ただし、通わせる児童の数が40人以下である福祉型児童発達支援センターにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センターにあつては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ 福祉型児童発達支援センターの設置者は、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置くこと。

ウ 児童指導員、保育士および機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。

エ 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科または小児科の診療に相当の経験を有する者とする。

(2) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター

ア 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、前号アおよびイに規定する職員および言語聴覚士を置くこと。ただし、通わせる児童の数が40人以下である福祉型児童発達支援センターにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センターにあつては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ 児童指導員、保育士、言語聴覚士および機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。

ウ 言語聴覚士の数は、4人以上とすること。

エ 嘱託医は、眼科または耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者とする。

(3) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター

ア 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、第1号アおよびイに規定する職員および看護師を置くこと。ただし、通わせる児童の数が40人以下である福祉型児童発達支援センターにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センターにあつては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ 児童指導員、保育士、看護師および機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。

ウ 機能訓練担当職員の数は、1人以上とすること。

エ アからウまでに定めるもののほか、主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの職員については、別表第9第2項第3号イの規定を準用する。

- 3 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に当該児童の状態および能力を説明するとともに、児童の生活指導に当たっては、児童福祉司、児童委員等と連携すること。
- 4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの長は、別表第1第8項第1号の入所時の健康診断に当たり、難聴の原因および機能障害の状況を診断すること。
- 5 別表第8第3項および第4項第1号の規定は福祉型児童発達支援センターについて、同表第6項の規定は主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターについて、それぞれ準用する。この場合において、同表第4項第1号中「生活指導および職業指導」とあるのは、「生活指導」と読み替えるものとする。

別表第11（第6条関係）

医療型児童発達支援センターの設備および運営に関する基準

- 1 設備
 - (1) 医療型児童発達支援センターの設置者（以下この表において「設置者」という。）は、診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室および調理室を設けること。
 - (2) 設置者は、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室および便所の手すりその他身体の機能の不自由を補う設備を設けること。
- 2 設置者は、診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士または作業療法士および児童発達支援管理責任者を置くこと。
- 3 別表第8第3項、第4項第1号および第7項第2号ならびに別表第10第3項の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、別表第8第4項第1号中「生活指導および職業指導」とあるのは、「生活指導」と読み替えるものとする。

別表第12（第6条関係）

情緒障害児短期治療施設の設備および運営に関する基準

- 1 設備
 - (1) 情緒障害児短期治療施設の設置者は、居室、静養室、調理室、浴室、便所、医務室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室および工作室を設けること。
 - (2) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。
 - ア 居室
 - (㏽) 定員は、4人以下とすること。
 - (イ) 児童等1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。
 - (ウ) 男女別とすること。
 - イ アに定めるもののほか、情緒障害児短期治療施設の設備については、別表第7第1項第4号イの規定を準用する。
- 2 職員
 - (1) 情緒障害児短期治療施設の設置者は、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士および調理員を置くこと。ただし、調理

業務の全部を委託する情緒障害児短期治療施設にあっては、調理員を置かないことができる。

- (2) 心理療法担当職員の数、おおむね児童等の数を10で除して得た数以上とすること。
- (3) 児童指導員および保育士の総数は、おおむね児童等の数を4.5で除して得た数以上とすること。
- (4) 医師は、精神科または小児科の診療に相当の経験を有する者とする。
- (5) 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部において、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者または同法の規定による大学の学部において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者であって、個人および集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものとする。
- (6) 前各号に定めるもののほか、情緒障害児短期治療施設の職員については、別表第3第2項第1号キ、第4号および第5号の規定を準用する。この場合において、同項第1号キ中「乳児院において乳幼児の養育」とあるのは「情緒障害児短期治療施設において児童等の指導」と、同項第4号中「行う乳児院」とあるのは「行う情緒障害児短期治療施設」と、「乳児院を」とあるのは「情緒障害児短期治療施設を」と、同号ア中「小児保健」とあるのは「精神保健または小児保健」と、同号ウ中「乳児院」とあるのは「情緒障害児短期治療施設」と読み替えるものとする。

3 治療等

- (1) 治療（生活指導を含む。）は、児童等の社会的適応能力の回復を図り、児童等が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、社会生活を営むことができるようにすることを目的として行うこと。
- (2) 家庭環境の調整は、児童等の保護者に当該児童等の状態および能力を説明するとともに、児童等の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行うこと。

4 情緒障害児短期治療施設の長は、児童等の治療に当たっては、児童等の通学する学校、児童相談所、児童委員、保健所、市町村保健センター等と連携すること。

5 別表第3第4項および第6項ならびに別表第7第5項の規定は、情緒障害児短期治療施設について準用する。この場合において、別表第3第4項中「次項第1号の養育」とあるのは「別表第12第3項第1号の治療」と、「乳幼児」とあるのは「児童等」と読み替えるものとする。

別表第13（第6条関係）

児童自立支援施設の設備および運営に関する基準

1 職員

- (1) 児童自立支援施設の設置者（以下この表において「設置者」という。）は、児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医、精神科の治療に相当の経験を有する医師または嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士および調理員を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である児童自立支援施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託

する児童自立支援施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

(2) 設置者は、心理療法を行う必要があると認められる児童等の数が10人以上である場合には、心理療法担当職員を置くこと。

(3) 設置者は、実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置くこと。

(4) 児童自立支援専門員および児童生活支援員の総数は、おおむね児童等の数を4.5で除して得た数以上とすること。

(5) 児童自立支援施設の長（以下この表において「施設長」という。）は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）に定める児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修またはこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものとする。

ア 医師であって、精神保健に関して学識経験を有するもの

イ 社会福祉士の資格を有する者

ウ 児童自立支援事業に従事した期間が5年（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識および技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、3年）以上である者

エ 知事がアからウまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間を合計した期間（以下この項において「児童福祉事業等従事期間」という。）が5年（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、3年）以上であるもの

(ア) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、指定都市または児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

(イ) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

(ウ) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（(ア)または(イ)に掲げる期間に該当する期間を除く。）

(6) 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 医師であって、精神保健に関して学識経験を有するもの

イ 社会福祉士の資格を有する者

ウ 養成学校等を卒業した者

エ 学校教育法の規定による大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科もしくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者または同法の規定による大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者であつて、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは児童福祉事業等従事期間が2年以上であるもの

オ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専攻する研究科またはこれらに相当する課程を修了した者であって、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは児童福祉事業等従事期間が2年以上であるもの

カ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは児童福祉事業等従事期間が2年以上であるもの

キ 学校教育法の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学が認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童自立支援事業に従事した期間が3年以上であるものまたは児童福祉事業等従事期間が5年以上であるもの

ク 学校教育法の規定による小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは教員としてその職務に従事した期間が2年以上であるもの

(7) 児童生活支援員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 保育士の資格を有する者

イ 社会福祉士の資格を有する者

ウ 児童自立支援事業に従事した期間が3年以上である者

(8) 前各号に定めるもののほか、児童自立支援施設の職員については、別表第3第2項第1号キおよび第5号ならびに別表第12第2項第5号の規定を準用する。この場合において、別表第3第2項第1号キ中「乳児院において乳幼児の養育」とあるのは、「児童自立支援施設において児童等の指導」と読み替えるものとする。

3 自立支援

(1) 自立支援は、児童等がその適性および能力に応じて、自立した社会生活を営むことができるよう支援することを目的として行うこと。

(2) 自立支援の内容は、生活指導、職業指導および家庭環境の調整を行いつつ、児童等の自立を支援することとなるものとする。

4 施設長は、児童等の自立支援に当たっては、児童等の通学する学校、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等と連携すること。

5 別表第3第4項および第6項、別表第7第1項、第4項（第2号を除く。）および第5項ならびに別表第8第6項本文の規定は、児童自立支援施設について準用する。この場合において、別表第3第4項中「次項第1号の養育」とあるのは「別表第13第3項第1号の自立支援」と、「乳幼児」とあるのは「児童等」と、別表第7第1項第4号ア（ア）中「4人（乳幼児のみの居

室の定員にあつては、6人）」とあるのは「4人」と、同号ア(イ)中「4.95平方メートル(乳幼児1人当たりの乳幼児のみの居室の床面積にあつては、3.3平方メートル)」とあるのは「4.95平方メートル」と、同号ア(ウ)中「児童等の年齢別に応じ、男女別」とあるのは「男女別」と、同表第5項中「児童指導員および保育士」とあるのは「児童自立支援専門員および児童生活支援員」と読み替えるものとする。

別表第14(第6条関係)

児童家庭支援センターの設備および運営に関する基準

- 1 児童家庭支援センターの設置者は、相談室を設けること。
- 2 職員
 - (1) 児童家庭支援センターの設置者は、法第44条の2第1項に規定する業務(以下この表において「支援」という。)を担当する職員を置くこと。
 - (2) 前号の職員は、法第13条第2項各号のいずれかに該当する者とする。
- 3 支援に当たっては、児童、保護者等の意向の把握に努めること。
- 4 児童家庭支援センターの長は、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、市町村保健センター、学校等と連携し、児童、保護者等の支援を迅速かつ的確に行うこと。
- 5 児童家庭支援センターの長は、その付置されている施設と連携し、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講ずること。

議第165号

滋賀県医療法施行条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県医療法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法および医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(既存病床数および申請病床数の補正)

第3条 法第7条の2第1項または第2項の許可の申請がなされた場合において、当該申請に係る病床の種別に応じ、同条第1項に規定する地域における既存の病床数および当該申請に係る病床数を算定するに当たって行うべき同条第4項の規定による必要な補正は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 国の開設する病院もしくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁もしくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院もしくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所もしくは事業所の従業員およびその家族の診療のみを行う病院もしくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設もしくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院または独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院もしくは診療所の病床については、次のアに掲げる数を次のイに掲げる数で除して得た数（その数が0.05以下であるときは、0）を乗じて得た数を既存の病床数および当該申請に係る病床数とすること。

ア 当該病床の利用者のうち職員およびその家族以外の者、隊員およびその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員およびその家族以外の者または入院患者以外の者の数

イ 当該病床の利用者の数

- (2) 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床または集中強化治療室もしくは心疾患強化治療室の病床（以下「放射線治療病室の病床等」という。）であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されているものについては、既存の病床数および当該申請に係る病床数に含めないこと。
- (3) 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床または一般病床に係る既存の病床数とすること。
- (4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号または第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床数に含めないこと。
- 2 前項第1号アおよびイに掲げる数および同項第2号の放射線治療病室の病床等であって当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されているものの数は、法第7条の2第1項または第2項の許可の申請があった日前の直近の9月末日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があった日前の直近の9月末日において業務が行われなかったときは、当該病院または診療所における実績、当該病院または診療所と機能および性格を同じくする病院または診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。
- 3 当該申請に係る病床数についての第1項第1号アに掲げる数（隊員およびその家族以外の者ならびに業務上の災害を被った労働者以外の者の数を除く。）および同号イに掲げる数ならびに放射線治療病室の病床等であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る病院の機能および性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能および性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

（既存病床数の補正）

第4条 前条第1項に規定する地域における既存の病床数の算定に当たり、法第7条の2第5項の規定により既存病床数とみなされる介護老人保健施設の入所定員数は、当該入所定員数に0.5を乗じて得た数とする。

（専属の薬剤師の配置）

第5条 病院または勤務する医師の数が常時3人以上である診療所の開設者は、専属の薬剤師を置くものとする。

（病院の従業者の員数）

第6条 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、

それぞれ当該各号に定めるところにより算定した数とする。

- (1) 薬剤師 精神病床および療養病床に係る病室の入院患者の数を150で除して得た数と、精神病床および療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70で除して得た数と外来患者に係る取扱処方箋の数を75で除して得た数とを合計した数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）
 - (2) 看護師および准看護師 療養病床、精神病床および結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数と、感染症病床および一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除して得た数とを合計した数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）に、外来患者の数を30で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）を加えた数。ただし、歯科、矯正歯科、小児歯科または歯科口腔外科を有する病院にあっては、そのうちの適当な数を歯科衛生士とすることができる。
 - (3) 助産師 産婦人科または産科を有する病院にあっては、前号に定める看護師および准看護師の員数のうち適当な数
 - (4) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）
 - (5) 栄養士 病床数が100以上の病院にあっては、1
 - (6) 理学療法士および作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適当な数
 - (7) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当な数
- 2 前項の入院患者、外来患者および取扱処方箋の数は、前年度における1日当たりの平均値とする。ただし、病院を新たに開設し、または再開しようとする場合は、当該病院を新たに開設し、または再開しようとする者が推定した数とする。

（病院の施設）

第7条 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 消毒施設（法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）
 - (2) 洗濯施設（法第15条の2の規定により寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）
 - (3) 談話室（療養病床を有する病院に限る。）
 - (4) 食堂（療養病床を有する病院に限る。）
 - (5) 浴室（療養病床を有する病院に限る。）
- 2 前項各号（第2号を除く。）に掲げる施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造または設備を有しなければならない。
- (1) 前項第1号の施設 蒸気、ガスまたは薬品を用いる方法その他の方法により入院患者およ

び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものとする。

(2) 前項第3号の施設 談話に必要な広さを有するものとする。

(3) 前項第4号の施設 療養病床の入院患者1人当たりの床面積は、1平方メートル以上とすること。

(4) 前項第5号の施設 身体の不自由な者の入浴に適したものとする。

(療養病床を有する診療所の従業者の員数)

第8条 法第21条第2項第1号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した数とする。

(1) 看護師および准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）

(3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当な数

2 第6条第2項の規定は、療養病床を有する診療所の入院患者の数の算定について準用する。

(療養病床を有する診療所の施設)

第9条 第7条（第1項第1号および第2号ならびに第2項第1号を除く。）の規定は、療養病床を有する診療所の施設について準用する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(既存の病床数の補正の経過措置)

2 平成12年4月1日以後に介護保険法（平成9年法律第123号）第94条の規定による開設の許可または入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設（次項において「平成12年4月1日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設」という。）および平成3年6月26日以後に介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第24条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の6の規定による開設の許可または入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であって介護保険法施行法第8条第1項の規定によりその開設者が介護保険法第94条第1項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設（次項において「平成3年6月26日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設」という。）の入所定員（入所定員の増加に係る変更の場合は、当該増加に係る部分に限る。）については、当分の間、第3条第1項第3号および第4条の規定は、適用しない。

3 前項の規定は、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第119号）による改正後の省令第30条の30第1号の規定に基づき療養病床および一般病床に係る基準病床数を算定した場合における平成12年4月1日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設および平成3年6月26日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設以外の介護老人保健施設

の入所定員について準用する。

- 4 療養病床を有する病院または診療所の開設者が当該療養病床の転換（病院または診療所の精神病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行った介護老人保健施設の入所定員（当該転換に係る部分に限る。）については、当該転換を行った日から同日以後最初の省令第30条の30第1号の規定に基づき療養病床および一般病床に係る基準病床数を算定する日までの間に限り、付則第2項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号および第4条中「入所定員数に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

（精神病床を有する病院に係る経過措置）

- 5 精神病床を有する病院（省令第43条の2に規定するものを除く。）については、当分の間、第6条第1項第2号中「歯科衛生士」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）から精神病床に係る病室の入院患者の数を5で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）を減じた数を看護補助者」とする。

（療養病床を有する病院の談話室、食堂および浴室に係る経過措置）

- 6 平成13年3月1日前に医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第7条第1項の開設の許可を受けている病院の建物（同日において現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧法第1条の5第3項に規定する療養型病床群（以下「旧療養型病床群」という。）に係る病床であって、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。）第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年改正省令」という。）附則第8条の規定によりなお効力を有することとされている平成10年改正省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号）附則第6条の規定の適用を受けているものを有する病院（同日後に新築され、または増築され、もしくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、第7条第2項第2号から第4号までの規定に適合しないものについては、これらの規定は、適用しない。

（療養病床を有する診療所の談話室、食堂および浴室に係る経過措置）

- 7 平成13年3月1日前に開設されている診療所の建物（同日において現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧療養型病床群に係る病床であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の平成10年改正省令附則第6条の規定の適用を受けているものを有する診療所

(同日後に新築され、または増築され、もしくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち第9条において準用する第7条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(転換病床に係る経過措置)

- 8 精神病床または療養病床を有する病院および転換病床のみを有する病院(いずれも省令第52条第1項の規定により知事に届け出たものに限る。)の従業者の員数は、これらの病院の転換が完了するまでの間(平成30年3月31日までの間に限る。)、第6条第1項第2号から第4号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した数とする。

(1) 看護師および准看護師 次のアからエまでに掲げる数を合計した数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)に、外来患者の数を30で除して得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)を加えた数。ただし、歯科、矯正歯科、小児歯科または歯科口腔外科を有する病院にあっては、そのうちの適当な数を歯科衛生士とすることができる。

ア 療養病床(転換病床を除く。)に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数

イ 転換病床に係る病室の入院患者の数を9で除して得た数

ウ 精神病床(転換病床を除く。)および結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数

エ 感染症病床および一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3で除して得た数

(2) 助産師 産婦人科または産科を有する病院にあっては、前号に定める看護師および准看護師の員数のうち適当な数

(3) 看護補助者 療養病床(転換病床を除く。)に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数と転換病床(療養病床に係るものに限る。)に係る病室の入院患者の数を9で除して得た数に2を乗じて得た数とを合計した数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)

(療養病床に係る経過措置)

- 9 療養病床を有する病院(省令第53条の規定により知事に届け出たものに限る。)の従業者の員数は、平成30年3月31日までの間は、第6条第1項第2号から第4号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した数とする。

(1) 看護師および准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数と、精神病床および結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数と、感染症病床および一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3で除して得た数とを合計した数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)に、外来患者の

数を30で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）を加えた数。ただし、歯科、矯正歯科、小児歯科または歯科口腔外科を有する病院にあっては、そのうちの適当な数を歯科衛生士とすることができる。

(2) 助産師 産婦人科または産科を有する病院にあっては、前号に定める看護師および准看護師の員数のうち適当な数

(3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）

10 療養病床を有する診療所の看護師および准看護師ならびに看護補助者の員数（以下「看護師等の員数」という。）は、当分の間、第8条第1項第1号および第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を2で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）（そのうちの1については、看護師または准看護師）とする。

11 療養病床を有する診療所（省令第54条の規定により知事に届け出たものに限る。）の看護師等の員数は、平成30年3月31日までの間は、第8条第1項第1号および第2号ならびに前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した数とする。

(1) 看護師および准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）

12 療養病床を有する診療所（省令第55条の規定により知事に届け出たものに限る。）の看護師等の員数は、平成30年3月31日までの間は、第8条第1項第1号および第2号ならびに付則第10項の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を3で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）（そのうちの1については、看護師または准看護師）とする。

議第166号

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例

滋賀の中小企業は、地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面において、重要な役割を果たしている。

全国有数の「モノづくり県」である本県産業を支えているのは、確かな技術や品質管理を誇る滋賀の中小企業である。また、「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」に代表される近江商人の精神は、滋賀の中小企業に受け継がれている。

しかしながら、今、中小企業を取り巻く経済や社会の状況を見ると、人口減少や少子高齢化によって生産活動を支える労働力や国内需要が減少し、ライフスタイルや意識の変化によって消費行動は変化している。さらには、アジア等の新興国の台頭や急激な円高により、コストダウンの圧力が高まり、産業の空洞化なども懸念され、また、自然災害などに対する危機管理も課題となっている。

滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、その主役である中小企業の活性化が不可欠である。これによって、地域でヒト、モノ、カネ、情報の集積と好循環が生まれていく。

また、厳しい経済や社会の状況の中にあっても、中小企業には、未来に向け果敢に事業活動を展開するとともに、強みや可能性を伸ばしながら様々な課題を乗り越え、地域で生き生きと活躍することが強く求められている。

私たちは、中小企業が本県経済の持続的な発展の原動力となり、また、地域に貢献する企業として成長するよう、様々な関係者による一層の連携と協力の下に、中小企業の活性化を推進していくことを決意し、ここに滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策（以下「中小企業活性化施策」という。）の基本となる事項を定め、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に実施することにより、中小企業の活性化を推進し、もって本県の経済および社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

による。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業の活性化 中小企業による自らの成長を目指す取組が促進され、その経営基盤が強化され、および産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動が活発に行われることにより、中小企業が地域の経済および社会の担い手としての役割を主体的に果たしつつ、その多様で活力ある発展が図られることをいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者（会社および個人に限る。）であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の活性化は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること。
- (2) 家族により小規模な経営を行う事業者その他の小規模な事業者に配慮する等、中小企業者の経営規模が勘案されること。
- (3) 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること。
- (4) ものづくり産業（製造業その他の工業製品の設計、製造または修理と密接に関連する事業活動を行う業種をいう。以下同じ。）の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特色が生かされること。
- (5) 県、中小企業者、関係団体等（中小企業に関係する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関（以下「大学等」という。）および金融機関をいう。以下同じ。）、国および他の地方公共団体の連携および協力が図られること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業活性化施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たり、中小企業者、関係団体等、国および他の地方公共団体との連携に努めるとともに、中小企業者および関係団体等に対し、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。
- 3 県は、中小企業の活性化に市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が中小企業活性化施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

（中小企業者の努力）

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的かつ自立的に経営の向上および改善に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、基本理念にのっとり、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入、地

域における雇用の機会の創出、地域づくりへの参画等により、地域の経済および社会に貢献するよう努めるものとする。

(関係団体等の役割)

第6条 中小企業に係る団体は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化のために支援および協力を積極的に行うよう努めるものとする。

2 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業の実施に当たっては、中小企業者との取引の拡充、中小企業者の研究開発に対する支援、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

3 大学等は、基本理念にのっとり、中小企業者の研究開発、新規事業の創出ならびに人材の確保および育成に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

4 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応、経営改善に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化が地域の経済および社会の発展に寄与することについての関心および理解を深めるとともに、中小企業者が供給する物品の購入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

(中小企業活性化施策の基本)

第8条 県が実施する中小企業活性化施策は、次項から第4項までに定める施策を基本とするものとする。

2 県は、中小企業による自らの成長を目指す取組が円滑に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 将来において成長発展が期待される分野への参入に向けた環境の整備、当該分野における研究開発に対する支援その他の方法により、当該分野における中小企業の参入および事業活動の促進を図ること。

(2) 地域の実情および特性を踏まえた商品および役務の開発に対する支援、これらの利用の推進その他の方法により、県民の安全および安心に配慮した中小企業の事業活動の促進を図ること。

(3) 海外における新たな需要の開拓に対する支援、外国との経済交流の推進その他の方法により、中小企業の海外における円滑な事業の展開の促進を図ること。

3 県は、中小企業の経営基盤が強化されるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発の促進、就業環境の整備その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成を図ること。

(2) 資金の供給の円滑化、経営改善および危機管理に関する支援体制の整備、事業および技術

の円滑な承継に対する支援その他の方法により、中小企業の経営の安定および向上を図ること。

(3) 創業に向けた環境の整備、創業に関する意識の啓発、新商品の開発に対する支援その他の方法により、中小企業の創業および新たな事業の創出の促進を図ること。

(4) 県の物品、役務等の調達に関する中小企業者の受注の機会の増大、中小企業者が供給する物品、役務等に対する情報の発信その他の方法により、中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進を図ること。

4 県は、産業分野の特性に応じ、中小企業の事業活動が活発に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 付加価値の高い製品の開発能力の向上および製品の新たな需要の開拓に対する支援、地場産業における製品の魅力の発信、企業の設備投資の促進その他の方法により、ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大を図ること。

(2) 商店街への来訪客の増加を図るための環境の整備、商店街における創業の促進その他の方法により、小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大を図ること。

(3) 新たな観光資源の発掘、観光資源の魅力の増進およびその発信、これらを活用した事業の推進その他の方法により、観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大を図ること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大を図ること。

(連携および協力の推進)

第9条 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、事業の分野を異にする事業者の交流の機会の提供、共同研究の実施に対する支援その他の方法により、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進するものとする。

2 中小企業者および関係団体等は、中小企業活性化施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(実施計画)

第10条 知事は、毎年度、中小企業活性化施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、実施計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(検証および施策への反映)

第11条 知事は、毎年度、実施計画の実施の状況を検証するとともに、その検証の結果を遅滞なく、公表しなければならない。

2 知事は、前項の規定による検証の実施に当たっては、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項の検証の結果を中小企業活性化施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第12条 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たっては、中小企業者、関係団体等および市町の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施等)

第13条 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、必要な調査および研究を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 県は、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上および税制上の措置)

第15条 県は、中小企業活性化施策を推進するため、必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(滋賀県中小企業活性化審議会)

第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県中小企業活性化審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第10条第2項および第11条第2項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、中小企業の活性化に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、中小企業の活性化に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第17条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、中小企業の活性化に関し学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 滋賀県中小企業振興審議会設置条例（昭和38年滋賀県条例第34号）は、廃止する。

3 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のよう

に改正する。

第1条第31号の2を次のように改める。

(3) の2 滋賀県中小企業活性化審議会の委員

議第167号

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の6第1項ただし書および第3項、第19条第1項、第23条第1項第3号ならびに第28条第1項の規定に基づき、県が実施する職業訓練の基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法および職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(職業能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練)

第3条 法第15条の6第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。

- (1) 主として知識を習得するために行われる職業訓練
- (2) 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練
- (3) その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練
(職業能力開発校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練)

第4条 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(普通課程の普通職業訓練の基準)

第5条 法第19条第1項の条例で定める基準（普通課程の普通職業訓練に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校を卒業した者もしくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者もしくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「中学校卒業者等」という。）または同法による高等学校を卒業した者もしくは同法による中等教育学校を卒業した者もしくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業者等」という。）であること。
- (2) 教科 その科目が将来多様な技能およびこれに関する知識を有する労働者となるために必

要な基礎的な技能およびこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができるものであること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導および面接指導を行うものとする。
- (4) 訓練期間 中学校卒業者等を対象とする場合にあっては2年、高等学校卒業者等を対象とする場合にあっては1年であること。ただし、訓練の対象となる技能およびこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合においては、中学校卒業者等を対象とするときにあっては2年以上4年以下、高等学校卒業者等を対象とするときにあっては1年以上4年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とする。
- (5) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が中学校卒業者等を対象とする場合にあっては2,800時間以上、高等学校卒業者等を対象とする場合にあっては1,400時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合は、1年につきおおむね700時間とする。
- (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができるものであること。
- (7) 訓練生（訓練を受ける者をいう。以下同じ。）の数 訓練を行う1単位につき50人以下であること。
- (8) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度および指導の難易に応じた適切な数であること。
- (9) 試験 学科試験および実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うものであること。ただし、最終の回の試験は、技能照査をもって代えることができる。

2 前項各号に定める普通課程の普通職業訓練の基準の細目は、規則で定める。

（短期課程の普通職業訓練の基準）

第6条 法第19条第1項の条例で定める基準（短期課程の普通職業訓練に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。次号において同じ。）およびこれに関する知識を習得しようとする者であること。
- (2) 教科 その科目が職業に必要な技能およびこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができるものであること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じ、面接指導を行うものとする。
- (4) 訓練期間 6月以下であること。ただし、訓練の対象となる技能およびこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合は、1年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とする。

- (5) 訓練時間 総訓練時間が12時間（規則で定める訓練にあつては、10時間）以上であること。
- (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができるものであること。
- (7) 訓練生の数 訓練を行う1単位につき100人以下であること。
- (8) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度および指導の難易に応じた適切な数であること。
- (9) 試験 必要に応じ、訓練の修了時に行うものであること。

2 前項各号に定める短期課程の普通職業訓練の基準の細目は、規則で定める。

（無料の職業訓練）

第7条 法第23条第1項第3号の条例で定める職業訓練は、職業の転換を必要とする求職者その他省令第29条の5に規定する厚生労働大臣が定める求職者に対して行う短期課程の普通職業訓練とする。

（普通職業訓練における職業訓練指導員の資格）

第8条 法第28条第1項の条例で定める者は、職業訓練指導員免許を受けた者または省令第48条の3各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者および職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、省令第39条第1号に規定する厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議第168号

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項の規定に基づき、県道の構造に関する技術的基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法および道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(道路の区分)

第3条 この条例における道路の区分は、政令第3条に定めるところによる。

(車線等)

第4条 車道（次に掲げる部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級または第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

- (1) 副道
- (2) 停車帯
- (3) 交差点
- (4) 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- (5) 乗合自動車の停車所および非常駐車帯
- (6) 付加追越車線、登坂車線、屈折車線および変速車線のすりつけ区間
- (7) 車線の数が増加し、もしくは減少する場合または道路が接続する場合におけるすりつけ区間

2 道路の区分（地方部に存する道路にあっては、道路の区分および地形の状況）に応じ、計画交通量の台数が次の表の設計基準交通量の欄に掲げる1日当たりの台数以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線および変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

区	分	地形	設 計 基 準 交 通 量
---	---	----	---------------

第 1 種	第 2 級	平 地 部	14,000 台
		山 地 部	9,000
	第 3 級	平 地 部	14,000
		山 地 部	10,000
	第 4 級	平 地 部	13,000
		山 地 部	9,000
第 3 種	第 2 級	平 地 部	9,000
		山 地 部	6,000
	第 3 級	平 地 部	8,000
		山 地 部	6,000
	第 4 級	平 地 部	8,000
		山 地 部	6,000
第 4 種	第 1 級		12,000
	第 2 級		10,000
	第 3 級		9,000

- 3 交差点の多い第4種の道路に係る設計基準交通量は、前項の表の設計基準交通量の欄に掲げる1日当たりの台数に0.8を乗じて得た台数とする。
- 4 前2項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないものならびに第3種第5級および第4種第4級の道路を除く。）の車線数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線数は2以上とし、当該道路の区分（地方部に存する道路にあっては、道路の区分および地形の状況）に応じ、次の表の1車線当たりの設計基準交通量の欄に掲げる1日当たりの台数に対する当該道路の計画交通量の台数の割合によって定めるものとする。

区 分		地形	1車線当たりの設計基準交通量
第 1 種	第 2 級	平 地 部	12,000 台
		山 地 部	9,000
	第 3 級	平 地 部	11,000
		山 地 部	8,000
	第 4 級	平 地 部	11,000
		山 地 部	8,000

第 2 種	第 1 級		18,000
	第 2 級		17,000
第 3 種	第 2 級	平 地 部	9,000
		山 地 部	7,000
	第 3 級	平 地 部	8,000
		山 地 部	6,000
	第 4 級	山 地 部	5,000
第 4 種	第 1 級		12,000
	第 2 級および第 3 級		10,000

- 5 交差点の多い第4種の道路に係る1車線当たりの設計基準交通量は、前項の表の1車線当たりの設計基準交通量の欄に掲げる1日当たりの台数に0.6を乗じて得た台数とする。
- 6 車線（登坂車線、屈折車線および変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる幅員とする。ただし、第1種第2級、第3種第2級または第4種第1級の普通道路にあつては交通の状況により必要がある場合には、同欄に掲げる幅員に0.25メートルを加えた幅員とし、第1種第2級もしくは第3級の小型道路または第2種第1級の道路にあつては地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、同欄に掲げる幅員から0.25メートルを減じた幅員とすることができる。

区 分			車 線 の 幅 員
第 1 種	第 2 級		3.5 ^{メートル}
	第 3 級	普 通 道 路	3.5
		小 型 道 路	3.25
	第 4 級	普 通 道 路	3.25
		小 型 道 路	3
第 2 種	第 1 級	普 通 道 路	3.5
		小 型 道 路	3.25
	第 2 級	普 通 道 路	3.25
		小 型 道 路	3
		普 通 道 路	3.25

第 3 種	第 2 級	小型道路	2.75
	第 3 級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第 4 級		2.75
第 4 種	第 1 級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第 2 級および第 3 級	普通道路	3
		小型道路	2.75

- 7 第3種第5級または第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合または第35条の規定により車道に狭窄部^{きやく}を設ける場合は、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第5条 第1種または第2種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数^{すう}が4以上である第3種または第4種の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線および変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が3以下である第1種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。
- 3 車線を往復の方向別に分離するため必要がある場合においては、中央帯を設けるものとする。
- 4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる幅員以上とする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋もしくは高架の道路または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる幅員まで縮小することができる。

区 分		中 央 帯 の 幅 員	
第 1 種	第 2 級	4.5 メートル	2 メートル
	第 3 級 お よ び 第 4 級	3	1.5
第 2 種	第 1 級	2.25	1.5
	第 2 級	1.75	1.25

第 3 種	第 2 級 から 第 4 級 まで	1.75	1
第 4 種	第 1 級 から 第 3 級 まで	1	

- 5 中央帯には、側帯を設けるものとする。
- 6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる幅員とする。ただし、第4項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路または箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる幅員まで縮小することができる。

区 分		中央帯に設ける側帯の幅員	
第 1 種	第 2 級	0.75 メートル	0.25 メートル
	第 3 級 お よ び 第 4 級	0.5	
第 2 種		0.5	0.25
第 3 種	第 2 級 から 第 4 級 まで	0.25	
第 4 種	第 1 級 から 第 3 級 まで	0.25	

- 7 分離帯には、柵その他これに類する工作物を設け、または側帯に接続して縁石線を設けるものとする。
- 8 分離帯に路上施設を設ける場合において、当該中央帯の幅員を定めるに当たっては、政令第12条の建築限界を勘案するものとする。
- 9 同方向の車線の数が1である第1種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

(副道)

第6条 車線（登坂車線、屈折車線および変速車線を除く。）の数が4以上である第3種または第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

- 2 副道の幅員の標準は、4メートルとする。

(路肩)

第7条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯または停車帯を設ける場合は、この限りでない。

- 2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる幅員以上とする。ただし、付加追越車線、登坂車線もしくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋もしくは高架の道路または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる幅員まで縮小することができる。

区		分	車道の左側に設ける路肩の幅員	
第 1 種	第 2 級	普 通 道 路	2.5 メートル	1.75 メートル
		小 型 道 路	1.25	
	第3級および第4級	普 通 道 路	1.75	1.25
		小 型 道 路	1	
第 2 種		普 通 道 路	1.25	
		小 型 道 路	1	
第 3 種	第2級から第4級まで	普 通 道 路	0.75	0.5
		小 型 道 路	0.5	
	第 5 級	0.5		
第 4 種		0.5		

- 3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線の数が1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる幅員以上とする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋もしくは高架の道路または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる幅員まで縮小することができる。

区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員	
第 2 級 お よ び 第 3 級	普通道路	2.5 メートル	1.75 メートル
	小型道路	1.25	
第 4 級	普通道路	2.5	2
	小型道路	1.25	

- 4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる幅員以上とする。

区 分		車道の右側に設ける路肩の幅員	
第 2 級	普通道路	1.25 メートル	
	小型道路	0.75	

第 1 種	第 3 級および第 4 級	普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第 2 種		普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第 3 種 お よ び 第 4 種			0.5

- 5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第 3 項本文に規定する路肩を除く。）または小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第 1 種第 2 級の道路にあっては 1 メートルまで、第 1 種第 3 級または第 4 級の道路にあっては 0.75 メートルまで、第 3 種（第 5 級を除く。）の普通道路にあっては 0.5 メートルまで縮小することができる。
- 6 第 2 項から前項までの規定にかかわらず、副道に接続する路肩の幅員は、0.5 メートル以上とする。
- 7 歩道、自転車道または自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、または車道の効用を保つために支障がない場合には、車道に接続する路肩を設けず、またはその幅員を縮小することができる。
- 8 第 1 種または第 2 種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
- 9 前項の側帯の幅員は、普通道路にあっては道路の区分に応じ、次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる幅員とし、小型道路にあっては 0.25 メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる幅員とすることができる。

区 分		路 肩 に 設 け る 側 帯 の 幅 員	
第 1 種	第 2 級	0.75 メートル	0.5 メートル
	第 3 級 お よ び 第 4 級	0.5	0.25
第 2 種	第 1 級 お よ び 第 2 級	0.5	

- 10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道または自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合における当該路肩の幅員については、第 2 項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄または第 4 項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる幅員に当該路上施設を設けるために必要な幅員を加えて、これらの規定を適用する。（停車帯）

第 8 条 第 4 種（第 4 級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行

が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合は、1.5メートルまで縮小することができる。

(軌道敷)

第9条 軌道敷の幅員は、軌道が単線である場合にあっては3メートル以上とし、軌道が複線である場合にあっては6メートル以上とする。

(自転車道)

第10条 自動車および自転車の交通量が多い第3種または第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路または自動車および歩行者の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1.5メートルまで縮小することができる。

- 4 自転車道に路上施設を設ける場合において、当該自転車道の幅員を定めるに当たっては、政令第12条の建築限界を勘案するものとする。

- 5 自転車道の幅員を定めるに当たっては、当該道路の自転車の交通の状況を考慮するものとする。

(自転車歩行者道)

第11条 自動車の交通量が多い第3種または第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上とし、その他の道路にあっては3メートル以上とする。

- 3 横断歩道橋等または路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員にこれらの施設を設けるために必要な幅員を加えて、同項の規定を適用する。ただし、第3種第5級または第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

- 4 自転車歩行者道の幅員を定めるに当たっては、当該道路の自転車および歩行者の交通の状況を考慮するものとする。

(歩道)

第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）または自転車道を設ける第3種もしくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 第3種または第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路および前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上とし、その他の道路にあつては2メートル以上とする。

4 横断歩道橋等または路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員にこれらの施設を設けるために必要な幅員を加えて、同項の規定を適用する。ただし、第3種第5級または第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

5 歩道の幅員を定めるに当たっては、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮するものとする。
（歩行者の滞留の用に供する部分）

第13条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路または歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車の停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者または自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員）

第14条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道および歩道の幅員を定めるに当たっては、除雪を勘案するものとする。

（植樹帯）

第15条 第4種第1級および第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 植樹帯の幅員の標準は、1.5メートルとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造および交通の状況、沿道の土地利用の状況ならびに良好な道路交通環境の整備または沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合においては、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき幅員を超える適切な幅員とする。

（1）都心部または景勝地を通過する幹線道路の区間

（2）相当数の住居が集合し、または集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路

の区間

- 4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第16条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる速度とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる速度とすることができる。

区 分		設 計 速 度	
第 1 種	第 2 級	100 キロメートル毎時	80 キロメートル毎時
	第 3 級	80 キロメートル毎時	60 キロメートル毎時
	第 4 級	60 キロメートル毎時	50 キロメートル毎時
第 2 種	第 1 級	80 キロメートル毎時	60 キロメートル毎時
	第 2 級	60 キロメートル毎時	50キロメートル毎時または40キロメートル毎時
第 3 種	第 2 級	60 キロメートル毎時	50キロメートル毎時または40キロメートル毎時
	第 3 級	60キロメートル毎時、50 キロメートル毎時または 40キロメートル毎時	30 キロメートル毎時
	第 4 級	50キロメートル毎時、40 キロメートル毎時または 30キロメートル毎時	20 キロメートル毎時
	第 5 級	40キロメートル毎時、30 キロメートル毎時または 20キロメートル毎時	
第 4 種	第 1 級	60 キロメートル毎時	50キロメートル毎時または40キロメートル毎時
	第 2 級	60キロメートル毎時、50 キロメートル毎時または 40キロメートル毎時	30 キロメートル毎時
	第 3 級	50キロメートル毎時、40 キロメートル毎時または 30キロメートル毎時	20 キロメートル毎時
	第 4 級	40キロメートル毎時、30 キロメートル毎時または 20キロメートル毎時	

- 2 副道の設計速度は、40キロメートル毎時、30キロメートル毎時または20キロメートル毎時とする。

(車道の屈曲部)

第17条 車道の屈曲部は、曲線形とする。ただし、緩和区間または第35条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第18条 車道の曲線部の曲線半径は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる半径以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる半径まで縮小することができる。

設 計 速 度	曲 線 半 径	
100 キロメートル毎時	460 メートル	380 メートル
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(曲線部の片勾配)

第19条 車道、中央帯（分離帯を除く。）および車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分および当該道路の存する地域に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる勾配（第3種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な勾配の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、片勾配を付さないことができる。

区分	道 路 の 存 す る 地 域		最大片勾配
第1種、第2種および第3種	積 雪 寒 冷 地 域	積雪寒冷の度が甚だしい地域	6 パーセント
		そ の 他 の 地 域	8
	そ の 他 の 地 域		10
第4種			6

(曲線部の車線等の拡幅)

第20条 車道の曲線部においては、設計車両および当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を

有しない道路にあっては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種および第4種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

(緩和区間)

第21条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、または拡幅する場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の緩和区間の長さの欄に掲げる長さ(前項のすりつけに必要な長さが同欄に掲げる長さを超える場合にあっては、当該すりつけに必要な長さ)以上とする。

設 計 速 度	緩 和 区 間 の 長 さ
100 キロメートル毎時	85 メートル
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第22条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の視距の欄に掲げる視距以上とする。

設 計 速 度	視 距
100 キロメートル毎時	160 メートル
80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

- 2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）には、必要に応じ、自動車が追越しを行うために十分な見通しが確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

第23条 車道の縦断勾配は、道路の区分および道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる勾配以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる勾配以下とすることができる。

区分		設計速度	縦断勾配	
第1種、 第2種 および 第3種	普通 道路	100 キロメートル毎時	3 パーセント	6 パーセント
		80	4	7
		60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型 道路	100	4	6
		80	7	
		60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	
第4種	普通 道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
	小型 道路	60	8	
		50	9	

	40	10	
	30	11	
	20	12	

- 2 前項の規定にかかわらず、積雪寒冷地域に存する道路（普通道路で設計速度が80キロメートル毎時以上であるものおよび小型道路で設計速度が100キロメートル毎時であるものを除く。）の車道の縦断勾配は、5パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（登坂車線）

第24条 普通道路の縦断勾配が5パーセント（普通道路で設計速度が100キロメートル毎時であるものにあつては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

- 2 登坂車線の幅員は、3メートルとする。

（縦断曲線）

第25条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

- 2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度および当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる半径以上とする。ただし、設計速度が60キロメートル毎時である第4種第1級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径
100 キロメートル毎時	凸形曲線	6,500メートル
	凹形曲線	3,000
80	凸形曲線	3,000
	凹形曲線	2,000
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
	凸形曲線	250

30	凹形曲線	250
	凸形曲線	100
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

- 3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の縦断曲線の長さの欄に掲げる長さ以上とする。

設 計 速 度	縦 断 曲 線 の 長 さ
100 キロメートル毎時	85 メートル
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第26条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道、自転車歩行者道および歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

- 2 車道および側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

- 3 道路の存する地域、沿道の土地利用および自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合における第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(横断勾配)

第27条 車道、中央帯（分離帯を除く。）および車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、前条第2項に規定する基準に適合する舗装道にあつては1.5パーセント以上2パーセント以下、当該舗装道以外の舗装道にあつては3パーセント以上5パーセント以下をそれぞれ標準として横断勾配を付するものとする。

- 2 自転車道には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。
- 3 歩道および自転車歩行者道には、1パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合には、横断勾配を付さず、または縮小することができる。

(合成勾配)

第28条 合成勾配は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の合成勾配の欄に掲げる勾配以下とする。ただし、設計速度が30キロメートル毎時または20キロメートル毎時の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、12.5パーセント以下の勾配とすることができる。

設 計 速 度	合 成 勾 配
100 キ ロ メ ー ト ル 毎 時	10 パーセント
80キロメートル毎時または60キロメートル毎時	10.5
50キロメートル毎時、40キロメートル毎時、30キロメートル毎時または20キロメートル毎時	11.5

- 2 前項の規定にかかわらず、積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路の合成勾配は、8パーセント以下とする。

(排水施設)

第29条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差または接続)

第30条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一の箇所において同一の平面で5以上交差させてはならない。

- 2 道路が同一の平面で交差し、または接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線もしくは交通島を設け、または隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。
- 3 第4条第6項の規定にかかわらず、屈折車線または変速車線を設ける場合における当該部分の車線（屈折車線および変速車線を除く。）の幅員は、第4種第1級の普通道路にあっては3メートルまで、第4種第2級または第3級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。
- 4 屈折車線および変速車線の幅員の標準は、普通道路にあっては3メートルとし、小型道路にあっては2.5メートルとする。
- 5 屈折車線または変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすり

つけをするものとする。

(立体交差)

第31条 車線（登坂車線、屈折車線および変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とする。ただし、交通の状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 車線（屈折車線および変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合および普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、連結路を設けるものとする。

4 連結路については、第4条から第7条まで、第16条、第18条、第19条、第21条から第23条まで、第25条および第28条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第32条 道路が鉄道等と同一の平面で交差する場合における当該交差する道路は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 交差角は、45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さは、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる長さ以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される場所または自動車の交通量および鉄道等の運転回数が極めて少ない場所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度	見 通 し 区 間 の 長 さ
50 キ ロ メ ー ト ル 毎 時 未 満	110 メートル
50キロメートル毎時以上70キロメートル毎時未満	160
70キロメートル毎時以上80キロメートル毎時未満	200
80キロメートル毎時以上90キロメートル毎時未満	230
90キロメートル毎時以上100キロメートル毎時未満	260
100キロメートル毎時以上110キロメートル毎時未満	300
110 キ ロ メ ー ト ル 毎 時 以 上	350

(待避所)

第33条 第3種第5級の道路には、次に掲げるところにより、待避所を設けるものとする。ただ

し、交通に及ぼす支障が少ない場合は、この限りでない。

(1) 待避所の相互間の距離は、300メートル以内とすること。

(2) 待避所の相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、駒止、道路標識、道路情報管理施設または道路反射鏡を設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第35条 第4種第4級の道路または主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者または自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道およびこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、または車道に狭窄部もしくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第36条 自転車道、自転車歩行者道または歩道に接続しない乗合自動車の停留所または路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第37条 安全かつ円滑な交通を確保し、または公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車の停車所または非常駐車帯を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第38条 雪崩、飛雪または積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設、吹きだまり防止施設または雪崩防止施設を設けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、または道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第39条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量およびトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルには、車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第40条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造またはこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に定めるもののほか、橋、高架の道路その他のこれらに類する構造の道路の構造に関し必要な事項は、規則で定める。

(附帯工事等の特例)

第41条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、または道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定（第7条、第16条、第17条、第27条、第29条、第34条および第38条を除く。）による基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第42条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町道とすることにより、道路の区分が変更されることとなるときは、第4条、第5条第1項、第4項および第6項、第7条第2項から第6項まで、第9項および第11項、第8条第1項、第11条第3項、第12条第1項、第2項および第4項、第15条第1項、第16条第1項、第19条、第20条、第21条第1項、第23条、第25条第2項、第26条第3項、第30条第3項、第33条ならびに第35条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第43条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項および第3項、第12条第3項および第4項、第15条第2項および第3項、第18条から第25条まで、第26条第3項ならびに第28条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項および第3項、第12条第3項および第4項、第15条第2項および第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、次条第1項および第2項ならびに第45条第1項および第2項の規定による基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路および自転車歩行者専用道路)

第44条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路または自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路または自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合において、当該自転車専用道路または自転車歩行者専用道路の幅員を定めるに当たっては、政令第39条第4項の建築限界を勘案するものとする。

4 自転車専用道路および自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車および歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路および自転車歩行者専用道路については、第3条から第42条までおよび前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第13条を除く。）は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第45条 歩行者専用道路の幅員は、2メートル以上とする。

2 歩行者専用道路の幅員を定めるに当たっては、当該歩行者専用道路の存する地域および歩行者の交通の状況を考慮するものとする。

3 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合において、当該歩行者専用道路の幅員を定めるに当たっては、政令第40条第3項の建築限界を勘案するものとする。

4 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 歩行者専用道路については、第3条から第12条まで、第14条から第42条までおよび第43条第1項の規定は、適用しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行後に新設し、または改築する県道（この条例の施行の際現に新設または改築の工事中の県道を除く。）について適用する。

議第169号

滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第45条第3項の規定に基づき、県道に設ける道路標識の寸法について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年^{総理府}建設省令第3号）において使用する用語の例による。

(道路標識の寸法)

第3条 道路法第45条第3項の条例で定める道路標識の寸法は、別表のとおりとする。

2 別表に定めるもののほか、道路標識の寸法について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行後に新設する道路標識について適用する。

別表（第3条関係）

1 案内標識

(1) 標示板の寸法ならびに文字および記号の大きさは、次の表に定めるとおりとする。

種 類	番 号	寸法ならびに文字および記号の大きさ
都 府 県	102 - B	標示板の寸法は、縦120センチメートル、横200センチメートルとし、文字の大きさは、30センチメートル（ローマ字にあつては、大文字は20センチメートル、小文字は15センチメートル）とする。
入 口 の 方 向	103 - A	標示板の寸法は、1辺120センチメートルとし、文字の大きさは、20センチメートル（ローマ字にあつては、10センチメートル）とする。
		標示板の寸法は、1辺120センチメートルとし、道路の名称または通称名（以下「道路名称等」という。）を表示する文字の大

	103 - B	きさは、20センチメートル（ローマ字にあつては、10センチメートル）、方面を表示する文字の大きさは、17センチメートル（ローマ字にあつては、10センチメートル）とする。
入 口 の 予 告	104	標示板の寸法は、1辺 120 センチメートルとし、道路名称等を表示する文字の大きさは、20センチメートル（ローマ字にあつては、10センチメートル）、入口および距離を表示する文字の大きさは、17センチメートルとする。
方 面 お よ び 距 離	106 - B	標示板の寸法は、縦90センチメートル、横 370 センチメートルとし、文字の大きさは、40センチメートル（ローマ字にあつては、20センチメートル）とする。
方 面 お よ び 車 線	107 - A	標示板の寸法は、縦 180 センチメートル、横 210 センチメートルとし、文字の大きさは、50センチメートル（ローマ字にあつては、25センチメートル）とする。
	107 - B	標示板の寸法は、縦 140 センチメートル、横 250 センチメートルとし、文字の大きさは、50センチメートル（ローマ字にあつては、20センチメートル）とする。
方 面 お よ び 方 向	108 の 2 - D	標示板の寸法は、縦 140 センチメートル、横 320 センチメートルとし、文字の大きさは、50センチメートル（ローマ字にあつては、25センチメートル）とする。
	108 の 2 - E	標示板の寸法は、縦 120 センチメートル、横 200 センチメートルとし、文字の大きさは、30センチメートル（ローマ字にあつては、大文字は20センチメートル、小文字は15センチメートル）とする。
出 口 の 予 告	109	標示板の寸法は、縦 150 センチメートル、横 450 センチメートルとし、文字の大きさは、50センチメートル（ローマ字にあつては、35センチメートル）とする。
方 面 お よ び 出 口 の 予 告	110 - A	標示板の寸法は、縦 270 センチメートル、横 350 センチメートルとし、方面を表示する文字の大きさは、50センチメートル（ローマ字にあつては、25センチメートル）、出口および距離を表示する文字の大きさは、35センチメートル（ローマ字にあつては、17.5センチメートル）とする。
	110 - B	標示板の寸法は、縦 200 センチメートル、横 320 センチメートルとし、方面を表示する文字の大きさは、50センチメートル（ローマ字にあつては、25センチメートル）、出口および距離を表示する文字の大きさは、

		30センチメートル（ローマ字にあつては、15センチメートル）とする。
方面、車線および出口の予告	111 - A	標示板の寸法は、縦 245 センチメートル、横 350 センチメートルとし、方面を表示する文字の大きさは、50センチメートル（ローマ字にあつては、25センチメートル）、出口を表示する文字の大きさは、25センチメートル（ローマ字にあつては、12.5センチメートル）、距離を表示する文字の大きさは、35センチメートルとする。
	111 - B	標示板の寸法は、縦 180 センチメートル、横 320 センチメートルとし、方面を表示する文字の大きさは、50センチメートル（ローマ字にあつては、25センチメートル）、出口および距離を表示する文字の大きさは、25センチメートル（ローマ字にあつては、12.5センチメートル）とする。
方面および出口	112 - A	標示板の寸法は、縦 270 センチメートル、横 350 センチメートルとし、方面を表示する文字の大きさは、50センチメートル（ローマ字にあつては、25センチメートル）、出口を表示する文字の大きさは、35センチメートル（ローマ字にあつては、17.5センチメートル）とする。
	112 - B	標示板の寸法は、縦 200 センチメートル、横 320 センチメートルとし、方面を表示する文字の大きさは、50センチメートル（ローマ字にあつては、25センチメートル）、出口を表示する文字の大きさは、30センチメートル（ローマ字にあつては、15センチメートル）とする。
出口	113 - A	標示板の寸法は、縦 195 センチメートル、横 240 センチメートルとし、出口を表示する文字の大きさは、50センチメートル（ローマ字にあつては、25センチメートル）、出口の名称を表示する文字の大きさは、30センチメートル（ローマ字にあつては、15センチメートル）とする。
	113 - B	標示板の寸法は、縦 295 センチメートル、横 150 センチメートルとし、出口を表示する文字の大きさは、50センチメートル（ローマ字にあつては、25センチメートル）、出口の名称を表示する文字の大きさは、30センチメートル（ローマ字にあつては、15センチメートル）とする。
著名地点	114 - B	文字の大きさの標準は、10センチメートルとする。
		記号を表示する標示板の寸法は、縦 120 センチメートル、横 350 センチメートルとし、

サービス・エリアの予告	116 - A	サービス・エリアの名称および距離を表示する標示板の寸法は、縦90センチメートル、横350センチメートルとする。
		記号を表示する標示板の寸法は、縦90センチメートル、横210センチメートルとし、サービス・エリアの名称および距離を表示する標示板の寸法は、縦75センチメートル、横210センチメートルとする。
サービス・エリア	116 - B	記号を表示する標示板の寸法は、縦110センチメートル、横300センチメートルとし、サービス・エリアの名称ならびに方向および距離を表示する標示板の寸法は、縦65センチメートル、横300センチメートルとする。
	116 の 2 - A	記号を表示する標示板の寸法は、縦120センチメートル、横350センチメートルとし、サービス・エリアの名称および方向を表示する標示板の寸法は、縦90センチメートル、横350センチメートルとする。
		記号を表示する標示板の寸法は、縦90センチメートル、横210センチメートルとし、サービス・エリアの名称および方向を表示する標示板の寸法は、縦75センチメートル、横210センチメートルとする。
	116 の 2 - B	記号を表示する標示板の寸法は、縦110センチメートル、横300センチメートルとし、サービス・エリアの名称および方向を表示する標示板の寸法は、縦65センチメートル、横300センチメートルとする。
非常電話	116 の 2	標示板の寸法は、縦90センチメートル、横60センチメートルとし、文字の大きさは、14センチメートルとする。
待避所	116 の 3	標示板の寸法は、縦90センチメートル、横60センチメートルとし、文字の大きさは、12センチメートルとする。
非常駐車帯	116 の 4	標示板の寸法は、縦90センチメートル、横60センチメートルとし、文字の大きさは、10センチメートルとする。
駐車場	117 - A	標示板の寸法は、1辺60センチメートルとし、記号の大きさは、縦45センチメートル、横31センチメートルとし、記号の線の太さは、7センチメートルとする。
	117 - B	標示板の寸法は、縦90センチメートル、横60センチメートルとする。
	117 の 2 - A	標示板の寸法は、縦60センチメートル、横160センチメートルとし、文字の大きさは、20センチメートル（ローマ字にあっては、

登 坂 車 線		10センチメートル) とする。
	117 の 2 - B	標示板の寸法は、縦90センチメートル、横240センチメートルとし、文字の大きさは、30センチメートル（ローマ字にあっては、15センチメートル）とする。
都 道 府 県 道 番 号	118 の 2 - A	県道の文字を表示する部分の大きさは、縦4センチメートル、横16センチメートルとし、路線番号を表示する部分の大きさは、縦14センチメートル、横30センチメートルとし、県名を表示する部分の大きさは、縦5.5センチメートル、横20.5センチメートルとする。
	118 の 2 - B	標示板の寸法は、縦24センチメートル、横80センチメートル（路線番号を表示する部分にあっては、縦27センチメートル、横31センチメートル）とする。
	118 の 2 - C	標示板の寸法は、縦24センチメートル、横80センチメートル（路線番号を表示する部分にあっては、縦27センチメートル、横31センチメートル）とする。
総重量限度緩和指定道路	118 の 3 - A	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦50センチメートル、横37.5センチメートルとする。
	118 の 3 - B	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦50センチメートル、横37.5センチメートルとする。
高さ限度緩和指定道路	118 の 4 - A	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	118 の 4 - B	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	118 の 4 - C	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	118 の 4 - D	標示板の寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートルとし、記号の大きさは、縦58センチメートル、横43.5センチメートルとする。
	119 - A	標示板の寸法は、縦24センチメートル、横80センチメートルとし、文字の大きさは、10センチメートル（ローマ字にあっては、

道路の通称名		5センチメートル) とする。
	119 - B	標示板の寸法は、縦24センチメートル、横80センチメートルとし、文字の大きさは、10センチメートル（ローマ字にあっては、5センチメートル）とする。
	119 - C	標示板の寸法は、縦80センチメートル、横20センチメートルとし、文字の大きさは、10センチメートルとする。
	119 - D	標示板の寸法は、縦、横それぞれ90センチメートルとする。
まわり道	120 - A	標示板の寸法は、縦30センチメートル、横45センチメートルとし、文字の大きさは、6センチメートルとする。
高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、入口の方向、入口の予告、著名地点（114 - B）、非常電話、待避所、非常駐車帯、駐車場、登坂車線、都道府県道番号、総重量限度緩和指定道路、高さ限度緩和指定道路（118の4 - Aおよび118の4 - B）、道路の通称名およびまわり道を表示するもの以外のもの（以下「その他道路の案内標識」という。）		文字の大きさは、次の各号に掲げる道路の設計速度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大きさ（ローマ字にあってはその2分の1の大きさ、道路の通称名を表示する文字にあってはその0.6倍の大きさ）とする。 (1) 70キロメートル毎時以上 30センチメートル (2) 40キロメートル毎時、50キロメートル毎時または60キロメートル毎時 20センチメートル (3) 30キロメートル毎時以下 10センチメートル

(2) 標示板の縁、縁線および区分線の太さは、次に掲げるとおりとする。

ア 縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、待避所、駐車場およびまわり道（120 - B）を表示するものについては9ミリメートル、都道府県道番号（118の2 - A）、総重量限度緩和指定道路（118の3 - Aおよび118の3 - B）および高さ限度緩和指定道路（118の4 - Aおよび118の4 - B）を表示するものについては16ミリメートル、登坂車線を表示するものについては10ミリメートル、都道府県道番号（118の2 - Bおよび118の2 - C）および道路の通称名を表示するものについては8ミリメートル、まわり道（120 - A）を表示するものについては40ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 縁線および区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

2 警戒標識

(1) 標示板の寸法は、1辺45センチメートルとする。

(2) 標示板の記号の大きさは、次の表に定めるとおりとする。

種 類	番 号	記 号 の 大 き さ
+形道路交差点あり	201 - A	記号の線の太さは、6センチメートルとする。

右（または左）方屈曲あり	202	記号の線の太さは、6センチメートルとする。
信号機あり	208 の 2	信号機の円の直径は、13センチメートルとする。
落石のおそれあり	209 の 2	記号の大きさは、縦24センチメートル、横35センチメートルとする。
路面凹凸あり	209 の 3	記号の大きさは、縦10センチメートル、横30センチメートルとする。
合流交通あり	210	記号の線の太さは、本線を表示する線にあつては4.5センチメートル、合流車線を表示する線にあつては4センチメートルとする。
車線数減少	211	記号の実線の太さは、3センチメートルとする。
幅員減少	212	記号の線の太さは、4センチメートルとする。
二方向交通	212 の 2	記号の線の太さは、4センチメートルとする。

(3) 標示板の縁および縁線の太さは、12ミリメートルとする。

3 補助標識のうち、注意事項（510）の標示板（安全速度を表示するものに限る。）の寸法は、1辺30センチメートルとする。

注1 寸法

- (1) 高速道路等に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数に応じ、横の長さを拡大し、または縮小することができる。
- (2) 高速道路等に設置する案内標識については、その寸法を3倍まで拡大することができる。
- (3) 高速道路等に設置する警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時または80キロメートル毎時の高速道路等に設置する場合にあつてはその寸法を2倍まで、設計速度が100キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合にあつてはその寸法を2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。
- (4) 高速道路等以外の道路に設置する駐車場を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあつては、横の長さを2.5倍まで拡大することができる。
- (5) 高速道路等以外の道路に設置する駐車場、都道府県道番号（118の2-A）、総重量限度緩和指定道路、高さ限度緩和指定道路（118の4-Aおよび118の4-B）およびまわり道（120-A）を表示する案内標識ならびに警戒標識については、道路の形状または交通の状況により必要があると認められる場合にあつては、その寸法（前号の規定により横の長さを拡大する場合にあつては、拡大した後の寸法）を1.3倍、1.6倍または2倍に、それぞれ拡大することができる。
- (6) 高速道路等以外の道路に設置する登坂車線、都道府県道番号（118の2-Bおよび118の2-C）および道路の通称名を表示する案内標識については、道路の形状または交通の

状況により必要があると認められる場合にあっては、その寸法を1.5倍または2倍に、それぞれ拡大することができる。

(7) 高速道路等以外の道路に設置する道路の通称名を表示する案内標識については、表示する文字の字数に応じ、横の長さ（道路の通称名（119－C）を表示するものについては、縦の長さ）を拡大することができる。

(8) 補助標識については、その付置される本標識板を拡大した場合（第1号および前号の場合を除く。）は、拡大した比率に応じ、拡大することができる。

2 文字等の大きさ等

(1) その他道路の案内標識の文字の大きさについては、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍または3倍に、それぞれ拡大することができる。

(2) 高速道路等以外の道路に設置する駐車場を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

議第170号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第49号中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「ほう群」を「蜂群」に改め、同項に次の1号を加える。

(86) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料 別表第68に定める額

別表第67の次に次の1表を加える。

別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第10条第4項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査の手数料	法第9条第1項の認定の申請について法第10条第3項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額に、同法第6条第5項、第6条の2第3項または第18条第4項の規定による構造計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料として同表の規定により算定して得られる額に対する消費税法の規定に基づく消費税および地方税法の規定に基づく

	地方消費税に相当する額 を加算した額を合算した 金額
(2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料 ア 一の建築物の住戸（人の居住の用に供する共同住宅または長屋住宅の部分をいう。以下同じ。）について認定を受けようとする場合 （ア）戸数が1のもの （イ）戸数が2以上5以下のもの （ウ）戸数が6以上10以下のもの （エ）戸数が11以上25以下のもの （オ）戸数が26以上50以下のもの （カ）戸数が51以上100以下のもの （キ）戸数が101以上200以下のもの （ク）戸数が201以上300以下のもの （ケ）戸数が301以上400以下のもの （コ）戸数が401以上のもの イ 一の建築物について認定を受けようとする場合（住戸について併せて認定を受けようとする場合を含む。） （ア）認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものであるとき a 一戸建て住宅 b 共同住宅または長屋住宅	47,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、9,000円） 80,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円） 106,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円） 144,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円） 200,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、49,000円） 280,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円） 374,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円） 486,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円） 568,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、170,000円） 610,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、194,000円） 47,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、9,000円） アに掲げる建築物の住戸の戸数の区分に応じて定める金額に、（a）から（e）までに掲げる建築物の住戸の部分以外の部分の床面積の合計の区分に

(a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの (c) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの (d) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの (e) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの (イ) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものであるとき a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの c 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの d 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの e 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの f 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの g 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの (ウ) 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき	応じて定める金額を合算した金額 117,000 円（評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000 円） 184,000 円（評価書面の添付がなされたものにあつては、35,000 円） 278,000 円（評価書面の添付がなされたものにあつては、86,000 円） 354,000 円（評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000 円） 420,000 円（評価書面の添付がなされたものにあつては、162,000 円） 261,000 円（評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000 円） 396,000 円（評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000 円） 549,000 円（評価書面の添付がなされたものにあつては、95,000 円） 666,000 円（評価書面の添付がなされたものにあつては、140,000 円） 779,000 円（評価書面の添付がなされたものにあつては、173,000 円） 885,000 円（評価書面の添付がなされたものにあつては、211,000 円） 1,046,000 円（評価書面の添付がなされたものにあつては、218,000 円） 住宅の用途に供する部分について (ア) に掲げる建築物の区分に応じて定める金額に、住宅の用途以外の用途に供する部分について (イ) に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した金額
(3) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料	(2) の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法

	第54条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額に、同法第6条第5項、第6条の2第3項または第18条第4項の規定による構造計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料として同表の規定により算定して得られる額に対する消費税法の規定に基づく消費税および地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額を加算した額を合算した金額
(4) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料	(2) の項の規定により算定して得られる金額（法第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、5,000円）
(5) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料	(4) の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額に、同法第6条第5項、第6条の2第3項または第18条第4項の規定による構造

計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料として同表の規定により算定して得られる額に対する消費税法の規定に基づく消費税および地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額を加算した額を合算した金額
--

注1 この表において評価書面とは、建築物の性能を適正と評価した書面であって、認定の申請の区分に応じて規則で定めるものをいう。

2 (4)の項(5)の項において算定する場合を含む。)において(2)の項の規定により算定する場合における戸数および床面積の合計は、当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の戸数の2分の1(その数に1に満たない端数が生じたときは、これを切り上げた数)および床面積の合計の2分の1とする。

3 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第2項第49号の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

2 滋賀県収入証紙条例(昭和39年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1号中「、第84号および第85号」を「および第84号から第86号まで」に改める。

議第171号

滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同条第2号中「および第110条第5項」を「、第110条第5項および第115条の2第1項」に改め、同条第2号の2中「および第110条第5項」を「、第110条第5項および第115条の2第2項」に改める。

第2条 滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第2号および第2号の2を次のように改める。

(2) 地方自治法第115条の2第1項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会に参加した者

(2)の2 地方自治法第115条の2第2項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議第172号

滋賀県立軽費老人ホームの設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立軽費老人ホームの設置および管理に関する条例を廃止する条例

滋賀県立軽費老人ホームの設置および管理に関する条例（昭和49年滋賀県条例第33号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第173号

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名中「信号機等」を「道路の構造等」に改める。

第1条中「いう。）」の右に「第10条第1項、第13条第1項および」を加え、「法第2条第2号に規定する」を削り、「信号機、道路標識および道路標示」を「道路の構造等」に改める。

第4条を第7条とし、第3条を第6条とする。

第2条第1号イ中「法第2条第1号に規定する」を削り、同条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法および高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）ならびに滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第 号。以下「道路構造条例」という。）において使用する用語の例による。

（道路の構造基準）

第3条 法第10条第1項の条例で定める基準は、別表第1のとおりとする。

（特定公園施設の設置基準）

第4条 法第13条第1項の条例で定める基準は、別表第2のとおりとする。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この限りでない。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の見出しおよび5項を加える。

（経過措置）

2 別表第1第1項第1号の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に

移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同号の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道およびこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部または屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者または自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。

- 3 別表第1第1項第1号の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同項第2号（イを除く。）の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を150センチメートルまで縮小することができる。
- 4 別表第1第2項第1号に規定する移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーターまたはエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表第1項第2号の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を100センチメートルまで縮小することができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由により、別表第1第1項第6号の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、同号の規定による基準によらないことができる。
- 6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合における別表第1第1項第8号の規定の適用については、当分の間、同号中「200センチメートル」とあるのは、「100センチメートル」とする。

付則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

道路の構造に関する基準

1 歩道等

(1) 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けること。

(2) 有効幅員

ア 歩道の有効幅員（縁石、手すり、路上施設もしくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件もしくは施設を設置するために必要な幅員または除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。以下同じ。）は、道路構造条例第12条第3項に規定する幅員以上とすること。

イ 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例第11条第2項に規定する幅員以上とすること。

ウ 歩道または自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員を定めるに当たっては、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮すること。

(3) 舗装

ア 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、

道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げがなされたものとする。

(4) 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

(5) 歩道等と車道等の分離

ア 歩道等には、車道もしくは車道に接続する路肩がある場合における当該路肩（以下「車道等」という。）または自転車道に接続して縁石線を設けること。

イ 歩道等（車両乗入れ部（車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分をいう。以下同じ。）および横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは、15センチメートル以上とすること。

ウ イの高さを定めるに当たっては、当該歩道等の構造および交通の状況ならびに沿道の土地利用の状況等を考慮すること。

エ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等との間に植樹帯を設け、または歩道等の車道等側に並木もしくは柵を設けること。

(6) 高さ

ア 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さの標準は、4センチメートルとすること。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあつては、この限りでない。

イ アの高さを定めるに当たっては、乗合自動車の停留所および車両乗入れ部の設置の状況等を考慮すること。

(7) 横断歩道に接続する歩道等または分離帯の部分

ア 横断歩道に接続する歩道等または分離帯の部分の縁端は、車道等の部分の縁端より高くすること。

イ アの縁端の段差の標準は、2センチメートルとすること。

ウ イの段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用する者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回することができる構造とすること。

(8) 第2号の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち道路構造条例第27条第3項に規定する基準を満たす部分の有効幅員は、200センチメートル以上とすること。

2 立体横断施設

(1) 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設で、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有するもの（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けること。

(2) 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路

を設けることができる。

(3) 前号に定めるもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けること。

(4) 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア かごの内法幅および内法奥行きは、それぞれ 150 センチメートル以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造を有するもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、かごの内法幅は 140 センチメートル以上とし、内法奥行きは 135 センチメートル以上とすること。

ウ かごおよび昇降路の出入口の幅は、アに掲げる基準に適合するエレベーターにあつては 90 センチメートル以上とし、イに掲げる基準に適合するエレベーターにあつては 80 センチメートル以上とすること。

エ かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかごおよび昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イに掲げる基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。

オ かごおよび昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内を視覚的に確認することができる構造とすること。

カ かご内に手すりを設けること。

キ かごおよび昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

ク かご内に、かごが停止する予定の階およびかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ケ かご内に、かごが到着する階ならびにかごおよび昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

コ かご内および乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作することができる位置に操作盤を設けること。

サ かご内に設ける操作盤および乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作することができる構造とすること。

シ 乗降口に接続する歩道等または通路の部分の幅および奥行きは、それぞれ 150 センチメートル以上とすること。

ス 停止する階が 3 以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かごおよび昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

(5) 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次

に掲げる基準に適合するものとする。

ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げがなされたものとする。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

カ 2段式の手すりを両側に設けること。

キ 手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ク 傾斜路の両側には、立ち上がり部および柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ケ 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等または通路の部分との色の輝度の差が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別することができるものとする。

コ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

(6) 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 上り専用のもので下り専用のものをそれぞれ設置すること。

イ 踏段の表面およびくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

ウ 昇降口において、3枚以上の踏段が同一の平面上にある構造とすること。

エ 踏段の端部とその周囲の部分との色の輝度の差が大きいこと等により踏段の相互の境界を容易に識別することができるものとする。

オ くし板の端部と踏段との色の輝度の差が大きいこと等によりくし板と踏段との境界を容易に識別することができるものとする。

カ エスカレーターの上端および下端に近接する歩道等および通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

キ 踏段の幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。

(7) 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。

イ 縦断勾配および横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合または路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。

ウ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げがなされたものとする。

エ 2 段式の手すりを両側に設けること。

オ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

カ 通路の両側には、立ち上がり部および柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(8) 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 有効幅員は、150 センチメートル以上とすること。

イ 2 段式の手すりを両側に設けること。

ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

エ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げがなされたものとする。

カ 高さが 300 センチメートルを超える階段にあっては、その途中に踊場を設けること。

キ 踊場の踏幅は、直階段の場合にあっては 120 センチメートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員以上とすること。

ク 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度の差が大きいこと等により段を容易に識別することができるものとする。

ケ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと。

コ 階段の両側には、立ち上がり部および柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

サ 階段の下面と歩道等の路面との間が 250 センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

3 乗合自動車の停留所

(1) 乗合自動車の停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さの標準は、15 センチメートルとすること。

(2) 乗合自動車の停留所には、ベンチおよびその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設がある場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

4 路面電車の停留場等

(1) 路面電車の停留場の乗降場は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあっては 200 センチメートル以上とし、片側を使用するものにあっては 150 センチメートル以上とすること。

イ 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り段差を設けないようにすること。

ウ 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。

エ 横断勾配の標準は、1パーセントとすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

カ 乗降場は、縁石線により区画し、その車道側に柵を設けること。

キ 乗降場には、ベンチおよびその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 路面電車の停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けること。

(3) 傾斜路の勾配は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

イ 横断勾配は、設けないこと。

(4) 歩行者の横断の用に供する軌道の部分における軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくすること。

5 自動車駐車場

(1) 自動車駐車場には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けること。

(2) 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場において駐車することができる台数（以下「駐車台数」という。）が200台以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た台数に相当する数以上とし、駐車台数が200台を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た台数に相当する数に2を加えた数以上とすること。

(3) 障害者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

イ 幅は、350センチメートル以上とすること。

ウ 障害者用駐車施設またはその付近に、障害者用駐車施設の表示をすること。

(4) 自動車駐車場の自動車の出入口または障害者用駐車施設を設ける際には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる停車のために供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(5) 障害者用停車施設は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

イ 車両への乗降の用に供する部分の幅および奥行きは、それぞれ150センチメートル以上

とすること。

ウ 障害者用停車施設またはその付近に、障害者用停車施設の表示をすること。

- (6) 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

ア 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場の外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、幅を120センチメートル以上とする当該自動車駐車場の外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

- (7) 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

- (8) 自動車駐車場の外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

- (9) 前号のエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 1以上のエレベーターは、障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口に近接して設けること。

イ 第2項第4号アからエまで（アのエレベーターにあつては、同号アからスまで）に掲げる基準に適合するものとする。

- (10) 第2項第5号の規定は第8号ただし書の傾斜路について、同項第8号の規定は自動車駐車場の外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について、それぞれ準用する。

- (11) 屋外に設ける自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設および第7号に規定する通路には、屋根を設けること。

- (12) 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

エ 便所の出入口付近に、男子用および女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）なら

びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

- (13) 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

ア 便所（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。

イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所とすること。

- (14) 前号アの便房を設ける便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 第7号に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同号に定める構造とすること。

イ 出入口は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

(ウ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設けること。

(エ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとすること。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。

ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

- (15) 第13号アの便房は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する標識を設けること。

ウ イの標識は、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示とすること。

エ 腰掛便座および手すりを設けること。

オ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

- (16) 第14号イ(ア)および(エ)ならびにウの規定は、前号の便房について準用する。

- (17) 第14号(イ(ウ)を除く。)および第15号(アを除く。)の規定は、第13号イの便所について準用する。この場合において、第15号イ中「便房」とあるのは、「便所」と読み替えるものとする。

6 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

- (1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設およびエレベーターその他の移動等円滑化のために必要

な施設の案内標識を設けること。

- (2) 前号の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。
- (3) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車の停留所、路面電車の停留場の乗降場および自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロック（視覚障害者に対する誘導または段差の存在等の警告もしくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。以下同じ。）を敷設すること。
- (4) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度の差が大きいこと等により当該視覚障害者誘導用ブロックを容易に識別することができる色とすること。
- (5) 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。
- (6) 歩道等には、適当な間隔でベンチおよびその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替する施設がある場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (7) 歩道等および立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等および立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。
- (8) 乗合自動車の停留所、路面電車の停留場および自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車の停留所、路面電車の停留場および自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。
- (9) 歩道等および立体横断施設には、積雪または凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所に、融雪施設、流雪溝または雪覆工を設けること。

別表第2（第4条関係）

特定公園施設の設置に関する基準

- 1 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する園路および広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。
 - (1) 出入口は、次に掲げるとおりとすること。
 - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。
 - イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。
 - ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
 - オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設す

ること。

カ 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。

(2) 通路は、次に掲げるとおりとすること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

(3) 階段は、次に掲げるとおりとすること。

ア 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

オ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度の差が大きいこと等により段を容易に識別することができるものとする。

カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと。

キ 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段または段差に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるとおりとすること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段または段差に併設する場合は、

90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

カ 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ク 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路の部分との色の輝度の差が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別することができるものとする。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所その他必要な場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するために必要な設備を設けること。

(7) 次項から第7項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上および主要な公園施設に接続していること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 出入口は、次に掲げるとおりとすること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

3 休憩所および管理事務所

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 出入口は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(イ) (ウ) に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(ニ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとすること。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。

イ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。

ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

エ 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第6項第2号から第6号までに掲げる基準に適合するものとする。

(2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同号中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上」とあるのは、「管理事務所」と読み替えるものとする。

4 野外劇場および野外音楽堂

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 出入口は、第2項第1号に掲げる基準に適合するものとする。

イ 出入口とウに規定する車椅子使用者用観覧スペースおよびオの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(カ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

(キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所その他必要な場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するために必要な設備を設けること。

ウ 野外劇場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅

子使用者用観覧スペース」という。)を設けること。

エ 車椅子使用者用観覧スペースの数は、野外劇場の収容定員の数が200以下の場合にあつては当該収容定員の数に50分の1を乗じて得た数以上とし、収容定員の数が200を超える場合にあつては当該収容定員の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。

オ 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第6項第2号から第6号までに掲げる基準に適合するものとする。

(2) 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。

イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するために必要な設備を設けること。

(3) 前2号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

5 駐車場

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、障害者駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車および普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

(2) 障害者駐車施設の数、当該駐車場における駐車台数が200台以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た台数に相当する数以上とし、駐車台数が200台を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た台数に相当する数に2を加えた数以上とすること。

(3) 障害者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 主要な園路までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

イ 幅は、350センチメートル以上とすること。

ウ 障害者用駐車施設またはその付近に、障害者用駐車施設の表示をすること。

6 便所

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

ア 便所（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。

イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所とすること。

(3) 前号アの便房を設ける便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 出入口は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) (ウ) に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設けること。

(オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとすること。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。

イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

(4) 第2号アの便房は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する標識を設けること。

ウ イの標識は、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示とすること。

エ 腰掛便座および手すりを設けること。

オ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

(5) 第3号ア(ア)および(イ)ならびにイの規定は、前号の便房について準用する。

(6) 第3号(ア(エ)を除く。)および第4号(アを除く。)の規定は、第2号イの便所について準用する。この場合において、第4号イ中「便房」とあるのは、「便所」と読み替えるものとする。

7 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する水飲場または手洗場を設ける場合は、それぞれそのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。

8 掲示板および標識

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する揭示板および標識は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。

イ 当該揭示板および標識に表示された内容が容易に識別することができるものとする。

(2) 前各項の特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第1項の園路および広場の出入口の付近に設けること。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第174号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和34年滋賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県営住宅および共同施設の設置および管理について」を「この条例」に改め、「（いう。）」の右に「第5条第1項および第2項ならびに第23条第1号の規定に基づき県営住宅および共同施設の整備基準等について定めるとともに、法」を加え、「この条例に定めるところによる」を「県営住宅および共同施設の設置および管理について必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条の2中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（整備基準）

第2条の2 法第5条第1項および第2項の条例で定める整備基準は、別表第1のとおりとする。

第4条第1項第2号中「、イまたはウ」を「またはイ」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同号ア中「令第6条第4項に規定する場合」を「特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合または県営住宅が法第8条第1項もしくは第3項もしくは激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るものもしくは法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するために借り上げるものである場合」に、「令第6条第5項第1号に規定する金額」を「214,000円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「およびイ」を削り、「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同号ウを同号イとする。

第5条第2項中「第23条第3号」を「第23条第2号」に改める。

別表中「第2条の2関係」を「第2条の3関係」に改め、同表を別表第2とし、付則の次に次の1表を加える。

別表第1（第2条の2関係）

1 総則

(1) 県営住宅および共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう

整備すること。

- (2) 県営住宅および共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者にとって便利で快適なものとなるよう整備すること。
- (3) 県営住宅および共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用および適切な耐久性の確保に努めることにより、建設および維持管理に要する費用の縮減に努めること。

2 敷地

- (1) 県営住宅および共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれがある土地および公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定すること。
- (2) 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れまたは出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等による安全上必要な措置を講ずること。
- (3) 敷地には、雨水および汚水を有効に排出し、または処理するために必要な施設を設けること。

3 住宅

- (1) 住棟その他の建築物は、敷地内およびその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光および開放性の確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置とすること。
- (2) 住宅には、防火、避難および防犯のための適切な措置を講ずること。
- (3) 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置として規則で定める措置を講ずること。
- (4) 住宅の床および外壁の開口部には、これらの部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置として規則で定める措置を講ずること。
- (5) 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）およびこれと一体的に整備される部分には、これらの部分の劣化の軽減を適切に図るための措置として規則で定める措置を講ずること。
- (6) 住宅の給水、排水およびガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検および補修を行うことができるための措置として規則で定める措置を講ずること。
- (7) 県営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とすること。ただし、共用部分に共同して利用するために適切な台所および浴室を設ける場合は、この限りでない。

- (8) 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備および浴室ならびにテレビジョン受信の設備および電話配線を設けること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所または浴室を設ける場合にあつては、各住戸に台所または浴室を設けることを要しない。
- (9) 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置として規則で定める措置を講ずること。
- (10) 住戸内の各部には、移動の利便性および安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者、障害者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置として規則で定める措置を講ずること。
- (11) 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者、障害者等の移動の利便性および安全性の確保を適切に図るための措置として規則で定める措置を講ずること。

4 附帯施設

- (1) 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けること。
- (2) 附帯施設は、入居者の衛生、利便等および良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものとする。

5 共同施設

- (1) 児童遊園を設ける場合にあつては、その位置および規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模および形状、住棟の配置等を考慮して、入居者の利便および児童等の安全を確保したものとすること。
- (2) 集会所を設ける場合にあつては、その位置および規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模および形状、住棟および児童遊園の配置等を考慮して、入居者の利便を確保したものとすること。
- (3) 広場および緑地を設ける場合にあつては、その位置および規模は、良好な居住環境の維持増進に資するものとする。
- (4) 敷地内の通路は、敷地の規模および形状、住棟等の配置ならびに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模および構造とし、かつ、合理的に配置すること。
- (5) 通路における階段には、高齢者、障害者等の通行の安全に配慮し、必要な手すりまたは傾斜路を設けること。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議第175号

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例

滋賀県都市公園条例（昭和53年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第1条の2）

第1章の2 都市公園および公園施設の設置基準（第1条の3－第1条の7）

第2章 都市公園の管理（第2条－第9条の7）

第2章の2 工作物等の保管の手続等（第9条の8－第9条の10）

第3章 雑則（第10条－第14条）

第4章 罰則（第15条・第16条）

付則

第1条中「および法」を「第3条第1項および第4条第1項の規定に基づき都市公園の配置および規模の基準等について定めるとともに、法および法」に改め、「県の設置に係る」および「（以下「都市公園」という。）」を削る。

第1章中第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において「都市公園」とは、法第2条第1項に規定する都市公園をいう。

2 この条例において「公園施設」とは、法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 都市公園および公園施設の設置基準

（都市公園の配置および規模に関する基準）

第1条の3 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条および第1条の5に定めるところによる。

（県民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準）

第1条の4 都市公園の県民1人当たりの敷地面積の基準は、10平方メートル以上とする。

（都市公園の配置および規模の基準）

第1条の5 県が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等の災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置および規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積の標準は、0.25ヘクタールとすること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積の標準は、2ヘクタールとすること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積の標準は、4ヘクタールとすること。
- (4) 休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする都市公園および主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とすること。

2 県が前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、およびその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の6 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の特例)

第1条の7 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を限度とする。

- (1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合(同号に規定する建築物に限る。) 都市公園の敷地面積の100分の10
- (2) 政令第6条第1項第2号に掲げる場合(同号に規定する建築物に限る。) 都市公園の敷地面積の100分の20
- (3) 政令第6条第1項第3号に掲げる場合(同号に規定する建築物に限る。) 前2号に定める割合に都市公園の敷地面積の100分の10を加えた割合
- (4) 政令第6条第1項第4号に掲げる場合(同号に規定する建築物に限る。) 前号に定める割合に都市公園の敷地面積の100分の2を加えた割合

第2条第1項中「都市公園に」を「都市公園(県が設置するものに限る。以下同じ。)に」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第
175号

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案

議第176号

滋賀県暴力団排除条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県暴力団排除条例の一部を改正する条例

滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

そ の 他 の 議 案

議第177号

滋賀県母子家庭等日常生活支援事業に係る負担金および延滞違約金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県母子家庭等日常生活支援事業に係る負担金および延滞違約金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

滋賀県は、滋賀県母子家庭等日常生活支援事業に係る負担金および延滞違約金の請求訴訟を提起することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 被告となるべき者の住所、氏名

2 請求額

41,700円およびこれに対する支払済みまでの年10.75%の延滞違約金

3 請求の要旨

滋賀県は、被告となるべき者に対し、滋賀県母子家庭等日常生活支援事業による家庭生活支援員の派遣に係る負担金の支払いを求めたが、これに応じないことから、滞納負担金および延滞違約金の支払いを求める訴えを提起する。

4 訴訟遂行の方針

第一審の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

議第177号
滋賀県母子家庭等日常生活支援事業に係る負担金および延滞違約金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

議第178号

滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金に係る償還金および違約金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金に係る償還金および違約金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

滋賀県は、滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金に係る償還金および違約金の請求訴訟を提起することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 被告となるべき者の住所、氏名等

番号	住 所	氏 名	滞納償還金
1			連帯して 83,325円
		(連帯借受人)	
		(連帯保証人)	
2			連帯して 30,000円
		(連帯借受人)	
		(連帯保証人)	
3			連帯して 15,000円
		(連帯借受人)	
		(連帯保証人)	
4			連帯して 221,821円
		(連帯借受人)	
		(連帯保証人)	

2 請求額

上記1の滞納償還金およびこれに対する支払済みまでの年10.75%の違約金

3 請求の要旨

上記の者は、いずれも滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金に係る償還金を滞納し、県は支払いを求めたが、これに応じないことから、滞納償還金および違約金の支払いを求める訴えを提起する。

4 訴訟遂行の方針

第一審の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

議第179号

滋賀県立高等学校に係る授業料、督促手数料および延滞金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立高等学校に係る授業料、督促手数料および延滞金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

滋賀県は、滋賀県立高等学校に係る授業料、督促手数料および延滞金の請求訴訟を提起することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 被告となるべき者の住所、氏名等

番号	住 所	氏 名	滞納授業料
1			円 28,000
2			79,100

2 請求額

上記1の滞納授業料、督促手数料および滞納授業料に対する支払済みまでの年10.75%の延滞金

3 請求の要旨

上記の者は、いずれも滋賀県立高等学校に係る授業料を滞納し、県は支払いを求めたが、これに応じないことから、滞納授業料、督促手数料および延滞金の支払いを求める訴えを提起する。

4 訴訟遂行の方針

第一審の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

議第180号

滋賀県奨学資金貸与金に係る返還金および延滞利息の請求訴訟の提起につき議決を求めること について

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県奨学資金貸与金に係る返還金および延滞利息の請求訴訟の提起につき議決を求める ことについて

滋賀県は、滋賀県奨学資金貸与金に係る返還金および延滞利息の請求訴訟を提起することにつ
き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 被告となるべき者の住所、氏名等

番号	住 所	氏 名	滞納返還金
1		(連帯保証人)	連帯して 900,000円
2		(連帯保証人)	連帯して 212,000円
3		(連帯保証人)	連帯して 324,000円
4		(連帯保証人)	連帯して 216,000円
5		(連帯保証人)	連帯して 105,000円
6		(連帯保証人)	連帯して 482,000円

2 請求額

上記1の滞納返還金およびこれに対する支払済みまでの年10.75%の延滞利息

3 請求の要旨

上記の者は、いずれも滋賀県奨学資金貸与金に係る返還金を滞納し、県は支払いを求めたが、

議第180号 滋賀県奨学資金貸与金に係る返還金および延滞利息の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

これに応じないことから、滞納返還金および延滞利息の支払いを求める訴えを提起する。

4 訴訟遂行の方針

第一審の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

議第181号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立長寿社会福祉センター（福祉用具に関する業務に限る。）
- 2 指 定 管 理 者 滋賀県草津市笠山七丁目8番138号
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
会長 嶋 川 尚
- 3 指 定 の 期 間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

議第182号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県醒井養鱒場
- 2 指定管理者 滋賀県大津市におの浜四丁目4番23号
滋賀県漁業協同組合連合会
代表理事会長 鳥 塚 五十三
- 3 指定の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

議第183号

青蓮寺ダムに関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

青蓮寺ダムに関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて

独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第16条第1項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構理事長から青蓮寺ダムに関する施設管理規程の変更について協議があったので、次のように協議に応じることにつき、滋賀県議会の議決事件を定める条例（昭和24年滋賀県条例第43号）第6号の規定に基づき、議決を求める。

青蓮寺ダムに関する施設管理規程の変更については、異存はない。

なお、青蓮寺ダムの操作については、淀川水系河川整備計画において、琵琶湖における水位低下緩和方策として、他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作を検討するとされていることを踏まえ、適切に行われたい。

議第183号
青蓮寺ダムに関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて

議第184号

比奈知ダムに関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

比奈知ダムに関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて

独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第16条第1項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構理事長から比奈知ダムに関する施設管理規程の変更について協議があったので、次のように協議に応じることにつき、滋賀県議会の議決事件を定める条例（昭和24年滋賀県条例第43号）第6号の規定に基づき、議決を求める。

比奈知ダムに関する施設管理規程の変更については、異存はない。

なお、比奈知ダムの操作については、淀川水系河川整備計画において、琵琶湖における水位低下緩和方策として、他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作を検討するとされていることを踏まえ、適切に行われたい。

議第185号

正蓮寺川利水施設に関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求める
ことについて

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

正蓮寺川利水施設に関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求
めることについて

独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第16条第1項の規定に基づき、独立行政
法人水資源機構理事長から正蓮寺川利水施設に関する施設管理規程の変更について協議があつた
ので、次のように協議に応じることにつき、滋賀県議会の議決事件を定める条例（昭和24年滋賀
県条例第43号）第6号の規定に基づき、議決を求める。

正蓮寺川利水施設に関する施設管理規程の変更については、異存はない。

なお、利水計画の見直しによる水資源開発施設の利水の縮小・撤退に当たっては、生活環境や
産業基盤等に多大な影響を被ってきた水源地域に十分配慮し、適切かつ十分な措置を講じられたい。

議第185号 正蓮寺川利水施設に関する施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて

議第186号

淀川大堰施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

淀川大堰施設管理規程の変更について協議に応じることにつき議決を求めることについて
独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第16条第1項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構理事長から淀川大堰施設管理規程の変更について協議があったので、次のように協議に応じることにつき、滋賀県議会の議決事件を定める条例（昭和24年滋賀県条例第43号）第6号の規定に基づき、議決を求める。

淀川大堰施設管理規程の変更については、異存はない。

なお、国土交通大臣が行う毛馬水門等の利水関連操作との関連において操作を行うに当たり、特に渇水期において琵琶湖水位の低下をきたさないよう、十分配慮されたい。

議第187号

平成25年度において発売する当せん金付証票の発売総額につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成25年度において発売する当せん金付証票の発売総額につき議決を求めることについて
平成25年度において発売する当せん金付証票の発売総額を10,000,000,000円以内とすることにつ
き、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条の規定に基づき、議決を求める。

（参 考）

全国都道府県および政令指定都市による共同実施の本県発売額 9,343,000,000円以内
京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県および和歌山県ならびにこれらの府県の政令指定都
市による共同実施の本県発売額 657,000,000円以内

議第187号
平成25年度において発売する当せん金付証票の発売総額につき議決を求めることについて

議第188号

滋賀県住宅供給公社の解散につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県住宅供給公社の解散につき議決を求めることについて

滋賀県住宅供給公社を解散することにつき、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第36条第2項の規定に基づき、議決を求める。

議第189号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

専決処分につき承認を求めることについて

損害賠償請求事件の控訴の提起については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

控訴の提起について

次のとおり損害賠償請求事件の控訴の提起につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成24年10月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

控訴の提起について

滋賀県は、原審京都地方裁判所平成23年（ワ）第1274号、損害賠償請求事件の判決に対し、次のとおり控訴を提起する。

1 被控訴人となるべき者（原告）の住所、氏名

2 控訴の要旨

平成24年10月24日に言い渡された原審判決は、控訴人敗訴部分につき不服であるから、

- (1) 原判決のうち控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の控訴人に対する請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

との判決を求めて控訴を提起する。

3 控訴の年月日

平成24年11月 1 日

4 訴訟遂行の方針

控訴審判決の結果必要がある場合は、上告するものとする。

議第190号

議第190号
専決処分につき承認を求めることについて

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

専決処分につき承認を求めることについて

平成24年度滋賀県一般会計補正予算（第4号）については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年度滋賀県一般会計補正予算（第4号）

平成24年度滋賀県の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 877,568千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 495,250,003千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり専決する。

平成24年11月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 48,789,041	千円 877,568	千円 49,666,609
	3 委託金	1,028,859	877,568	1,906,427
歳入合計		494,372,435	877,568	495,250,003
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
3 総務費		千円 20,442,139	千円 877,568	千円 21,319,707
	4 選挙費	74,052	877,568	951,620
歳出合計		494,372,435	877,568	495,250,003